

令和 2 年 12 月
浜田市議会定例会議議案

令和 2 年 11 月 30 日

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 72 号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 73 号 浜田市まちづくりセンター条例の制定について
- 議案第 74 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 75 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 77 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78 号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 79 号 浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80 号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第 82 号 指定管理者の指定について（浜田市かなぎウェスタンライディングパーク）
- 議案第 83 号 指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）
- 議案第 84 号 市道路線の廃止について（浜田 99 号線）
- 議案第 85 号 市道路線の認定について（浜田 99 号線外）
- 議案第 86 号 弥畝辺地における総合整備計画の策定について
- 議案第 87 号 市町村建設計画（新市まちづくり計画）の変更について
- 議案第 88 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 89 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 90 号 令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 91 号 令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 92 号 令和 2 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 93 号 令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 8 号 浜田市農業委員会委員の任命について

報 告

- 報告第 22 号 専決処分の報告について（旭支所庁舎耐震改修・複合化工事の変更契約）

議案第 72 号

浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について

浜田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市行政組織条例の一部を改正する条例

浜田市行政組織条例（平成 17 年浜田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表地域政策部の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 社会教育の推進に関すること。

第 2 条の表健康福祉部の項に次の 1 号を加える。

(6) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。

第 2 条の表市民生活部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 73 号

浜田市まちづくりセンター条例の制定について

浜田市まちづくりセンター条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市まちづくりセンター条例

（目的及び設置）

第 1 条 浜田市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年浜田市条例第 31 号）

第 3 条に規定する基本理念に基づく協働のまちづくり並びに人材を育成する社会教育及び生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図るため、同条例第 22 条の規定に基づき、浜田市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田まちづくりセンター	浜田市殿町 6 番地 1
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町 131 番地 2
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町 1441 番地 18
周布まちづくりセンター	浜田市周布町イ 374 番地
大麻まちづくりセンター	浜田市西村町 1038 番地 8
美川まちづくりセンター	浜田市内村町 592 番地 1
国府まちづくりセンター	浜田市国分町 1981 番地 136
久佐まちづくりセンター	浜田市金城町久佐イ 575 番地 7
今福まちづくりセンター	浜田市金城町今福 105 番地 2
美又まちづくりセンター	浜田市金城町追原 176 番地
雲城まちづくりセンター	浜田市金城町下来原 171 番地
波佐まちづくりセンター	浜田市金城町波佐イ 441 番地 1
小国まちづくりセンター	浜田市金城町小国イ 160 番地 1
今市まちづくりセンター	浜田市旭町今市 641 番地 1
木田まちづくりセンター	浜田市旭町木田 219 番地 13
和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田 1284 番地
都川まちづくりセンター	浜田市旭町都川 889 番地
市木まちづくりセンター	浜田市旭町市木 2919 番地 2
安城まちづくりセンター	浜田市弥栄町長安本郷 544 番地 1
杵束まちづくりセンター	浜田市弥栄町木都賀イ 526 番地 4
岡見まちづくりセンター	浜田市三隅町岡見 516 番地
三保まちづくりセンター	浜田市三隅町湊浦 120 番地

白砂まちづくりセンター	浜田市三隅町折居 883 番地
三隅まちづくりセンター	浜田市三隅町向野田 581 番地
黒沢まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和 1518 番地
井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野へ 1816 番地 2

2 市長は、必要に応じて、まちづくりセンターに分館を置くことができる。

(職務権限の特例)

第 3 条 まちづくりセンターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する。

(事業)

第 4 条 まちづくりセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 協働のまちづくりを推進する事業
- (2) 社会教育及び生涯学習を推進する事業（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 22 条に規定する事業に関するものを含む。）
- (3) その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第 5 条 まちづくりセンターにセンター長及び主事を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第 6 条 センター長は、まちづくりセンターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。

2 主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 まちづくりセンターの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(使用許可)

第 8 条 まちづくりセンターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件

を付することができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める使用をするとき。
 - (4) その他まちづくりセンターの管理上支障があると認める使用をするとき。

（使用の制限）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) その他まちづくりセンターの管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第 4 号に該当する場合は、この限りでない。

（特別設備等の制限）

第 10 条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第 12 条 使用料は、まちづくりセンターの施設のうち、市長が別に定めるものにつき、別表の左欄に掲げる施設の面積区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

- 2 使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 13 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 14 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 16 条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る施設等の使用の許可その他まちづくりセンターの運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(浜田市立公民館条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜田市立公民館条例（平成 17 年浜田市条例第 95 号）

(2) 浜田市立マリン交流センター条例（平成 17 年浜田市条例第 97 号）

(3) 浜田市弥栄老人福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 138 号）

(4) 浜田市老人憩いの家条例（平成 17 年浜田市条例第 148 号）

(経過措置)

4 施行日の前日までに、前項第 1 号の規定による廃止前の浜田市立公民館条例又は同項第 2 号の規定による廃止前の浜田市立マリン交流センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 第 12 条から第 14 条まで及び別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(浜田市公告式条例の一部改正)

- 6 浜田市公告式条例（平成 17 年浜田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市支所及び出張所設置条例の一部改正)

- 7 浜田市支所及び出張所設置条例（平成 17 年浜田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市弥栄支所杵束出張所の項中「弥栄町木都賀イ 528 番 1」を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。

(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)

- 8 浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部石見公民館細谷分館付近の項及び石見公民館長見分館敷地の項から石見公民館宇津井分館敷地の項までの規定中「公民館」を「まちづくりセンター」に改め、同部マリン交流センター敷地の項中「マリン交流センター」を「長浜まちづくりセンター」に、「熱田町 1448 番地 18」を「熱田町 1441 番地 18」に改め、同部周布公民館敷地の項、大麻公民館敷地の項、美川公民館西分館敷地の項、美川公民館敷地の項及び国府公民館敷地の項、同表（金城自治区）の部久佐公民館付近の項並びに同表（三隅自治区）の部岡見公民館敷地の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

別表第 2 3 陸上移動局の部ウ 可搬用無線機の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市生活路線バス条例の一部改正)

- 9 浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三隅路線の部地区連絡線の項中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市立図書館条例の一部改正)

- 10 浜田市立図書館条例（平成 25 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表浜田市立弥栄図書館の項中「弥栄町木都賀イ 528 番地

1」を「弥栄町木都賀イ 526 番地 4」に改める。

第 3 条第 8 号中「公民館」を「まちづくりセンター」に改める。

(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正)

- 11 浜田市美川西ふれあいセンター条例（平成 17 年浜田市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とする。

第 5 条、第 6 条及び第 10 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の浜田市美川西ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の浜田市美川西ふれあいセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(旧浜田市農業構造改善センター条例の設置目的の承継)

- 13 美川まちづくりセンターについては、浜田市農業構造改善センター条例を廃止する条例（平成 22 年浜田市条例第 10 号）の規定による廃止前の浜田市農業構造改善センター条例の設置の目的を承継するものとする。

別表（第 12 条関係）

施設の面積区分	使用料
100 m ² 未満	1 時間につき 220 円
100 m ² 以上 200 m ² 未満	1 時間につき 330 円
200 m ² 以上 300 m ² 未満	1 時間につき 440 円
300 m ² 以上	1 時間につき 660 円

備考

- 調理設備を有する施設であって、当該調理設備を使用する場合にあつては、1 時間につき 110 円を加算する。
- 営利を目的として使用する場合にあつては、この表に定める額の 100 パーセント相当額を加算する。
- 市民等（市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）以外のものが使用する場合にあつては、この表に定める額の 100 パーセント相当額を加算する。
- 営利を目的として使用する場合で、かつ、市民等以外のものが使用する場合にあつては、この表に定める額の 200 パーセント相当額を加算する。
- 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。

議案第 74 号

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する
条例について

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する
条例

(浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 162.5」を「100 分の 160」に改める。

(浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 127.5」に改める。

(浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(期末手当の支給割合の改正に係る特例)

2 第 14 条第 1 項及び第 23 条第 1 項において準用する給与条例第 26 条第 2 項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合（以下「支給割合」という。）が改正された年度に支給する期末手当の額は、当該改正後の支給割合にかかわらず、当該年度の初日における同項に規定する支給割合により算定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の額の算定については、第 1 条の規定による改正後の浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条第 2 項中「100 分の 160」とあるのは「100 分の 157.5」とし、第 2 条の規定による改正後の浜田市職員の給与の支給に関する条例第 26 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 125」とする。

議案第 75 号

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 160」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（期末手当の額の特例）

- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の額の算定については、この条例による改正後の浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 4 条第 2 項中「100 分の 160」とあるのは、「100 分の 157.5」とする。

議案第 76 号

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜田市長等の給与に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 160」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

（期末手当の額の特例）

- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の額の算定については、この条例による改正後の浜田市長等の給与に関する条例第 4 条第 2 項中「100 分の 160」とあるのは、「100 分の 157.5」とする。

議案第 77 号

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「感染症消毒作業」を「規則で定める感染症の防疫作業」に改め、同項第 3 号を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「次の区分による額」を「1 日につき 500 円」に改め、同項各号を削る。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（防疫作業等従事手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者を受け入れている病院、宿泊施設等の内部その他新型コロナウイルス感染症に感染する危険性が高い場所として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、第 4 条の規定は、適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 4,000 円の範囲内において規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 78 号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜田市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年浜田市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(浜田市公共下水道条例の一部改正)

第 3 条 浜田市公共下水道条例（平成 17 年浜田市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(浜田市公共下水道使用料条例の一部改正)

第 4 条 浜田市公共下水道使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特

例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正）

第 5 条 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（浜田市集落排水処理施設使用料条例の一部改正）

第 6 条 浜田市集落排水処理施設使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

第 7 条 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（浜田市個別浄化槽条例の一部改正）

第 8 条 浜田市個別浄化槽条例（平成 17 年浜田市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(浜田市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 9 条 浜田市道路占用料徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 243 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市国民健康保険条例附則第 3 条の規定、浜田市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 項の規定、浜田市公共下水道条例附則第 5 項の規定、浜田市公共下水道使用料条例附則第 4 項の規定、浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例附則第 5 項の規定、浜田市集落排水処理施設使用料条例附則第 4 項の規定、浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例附則第 3 項の規定、浜田市個別浄化槽条例附則第 5 項の規定及び浜田市道路占用料徴収条例附則第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 79 号

浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例について

浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例

浜田市山村開発センター条例（平成 17 年浜田市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「設置」を「位置」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 名称 金城山村開発センターみどりかいかん

(2) 位置 浜田市金城町下来原 171 番地

別表 1 みどりかいかん使用料の表中「1 みどりかいかん使用料」を削り、別表 2 旭センター使用料の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1 月 5 日から施行する。

（浜田市立図書館条例の一部改正）

2 浜田市立図書館条例（平成 25 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表浜田市立旭図書館の項中「旭町今市 633 番地 1」を「旭町今市 637 番地」に改める。

議案第 80 号

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例

浜田市工場誘致条例（平成 17 年浜田市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

和解及び損害賠償額の決定について

個人情報流出事故に係る和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 事案の概要

平成 30 年 6 月 19 日、住民基本台帳事務における支援措置者の個人情報
を流出させ、相手方に損害を与えた。

2 相手方

住民基本台帳事務における支援措置対象者

3 和解の条件及び損害賠償の額

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金として 2,500,000 円を支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、和解書に定めるもののほか何らの債
権債務が存在しないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

議案第 82 号

指定管理者の指定について（浜田市かなぎウェスタンライディングパーク）

浜田市かなぎウェスタンライディングパークの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市かなぎウェスタンライディングパーク
指定管理者	住 所：浜田市金城町七条ハ 559 番地 2 名 称：社会福祉法人いわみ福祉会 代表者：理事長 室 崎 富 恵
指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 83 号

指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）

浜田市天狗石農村公園の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市天狗石農村公園
指定管理者	住 所：浜田市旭町市木 2919 番地 2 名 称：市木自治会 代表者：会長 徳 川 博
指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 84 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

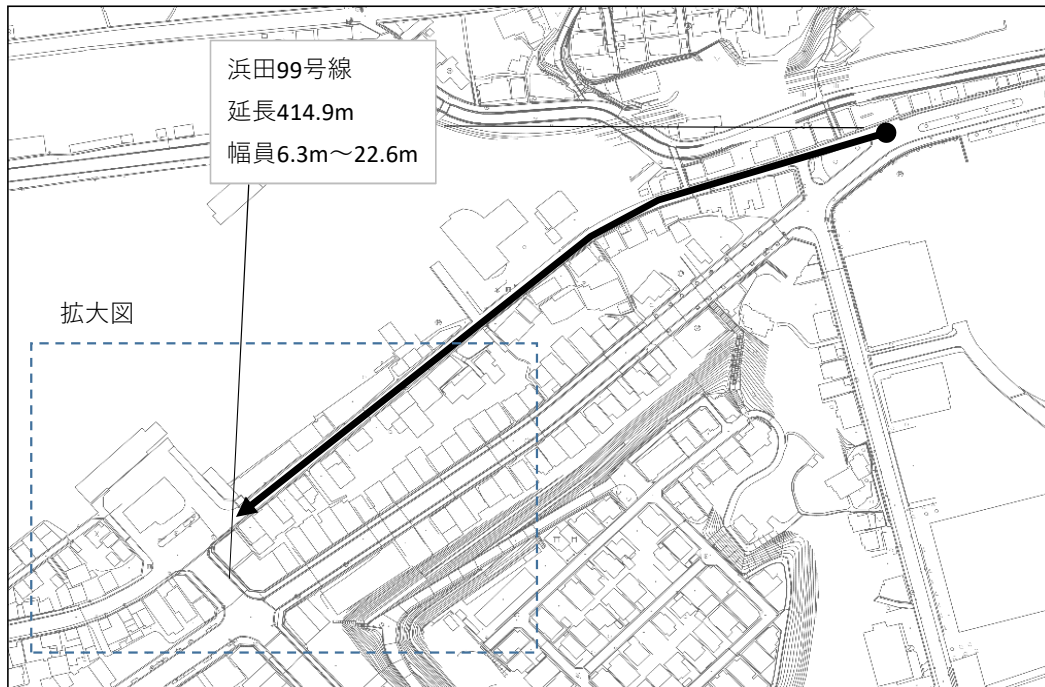
浜田市長 久保田 章 市

市道廃止路線

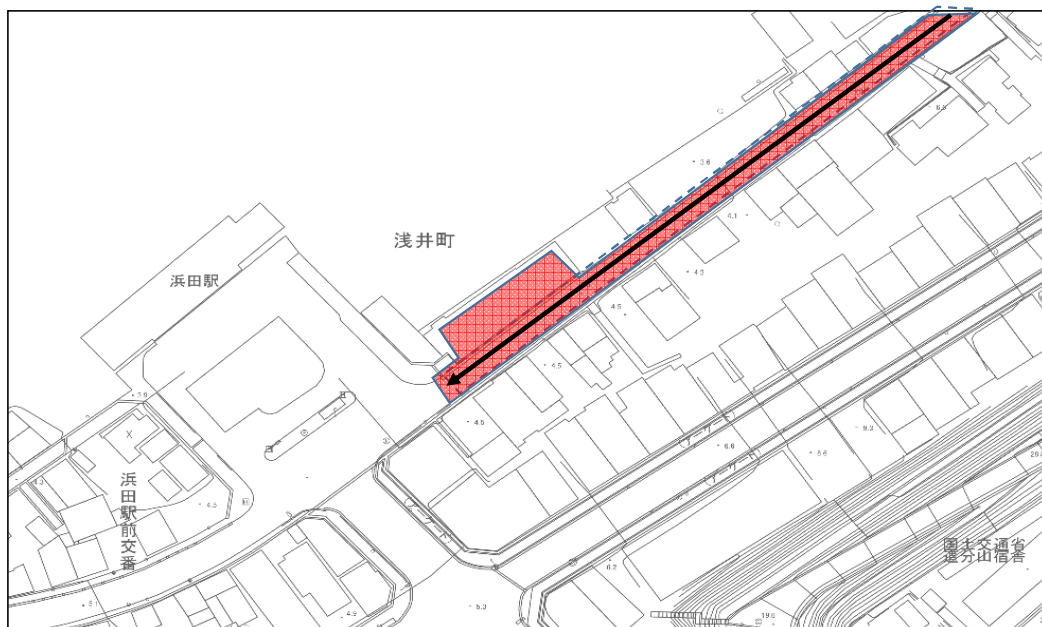
[illegible]

廃止

位置図



詳細図



議案第 85 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

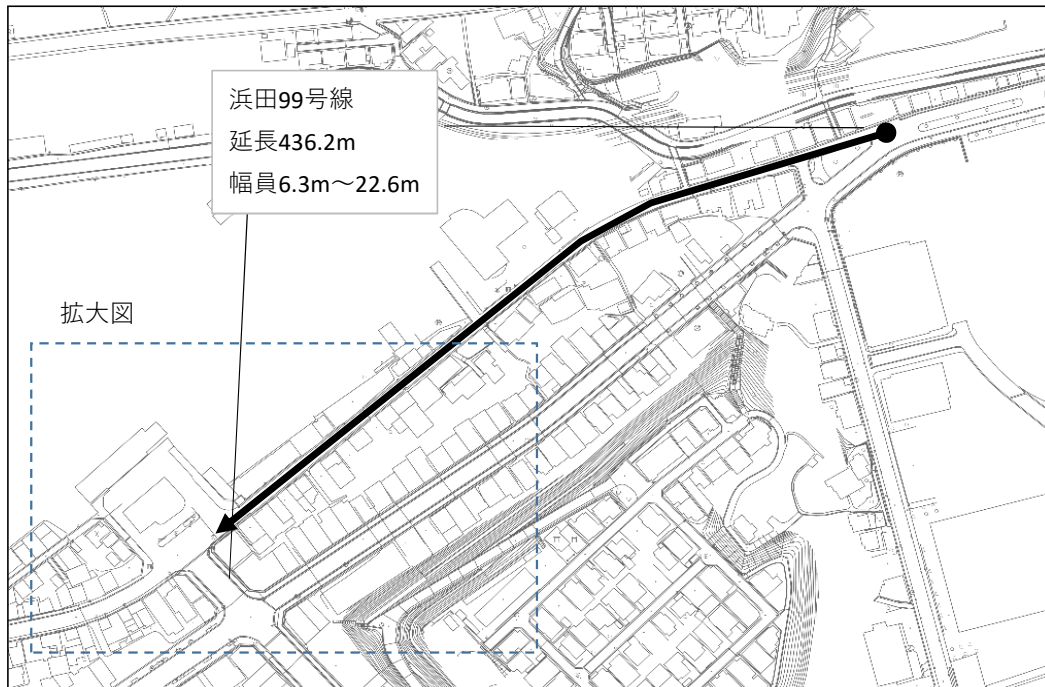
浜田市長 久保田 章 市

市道認定路線

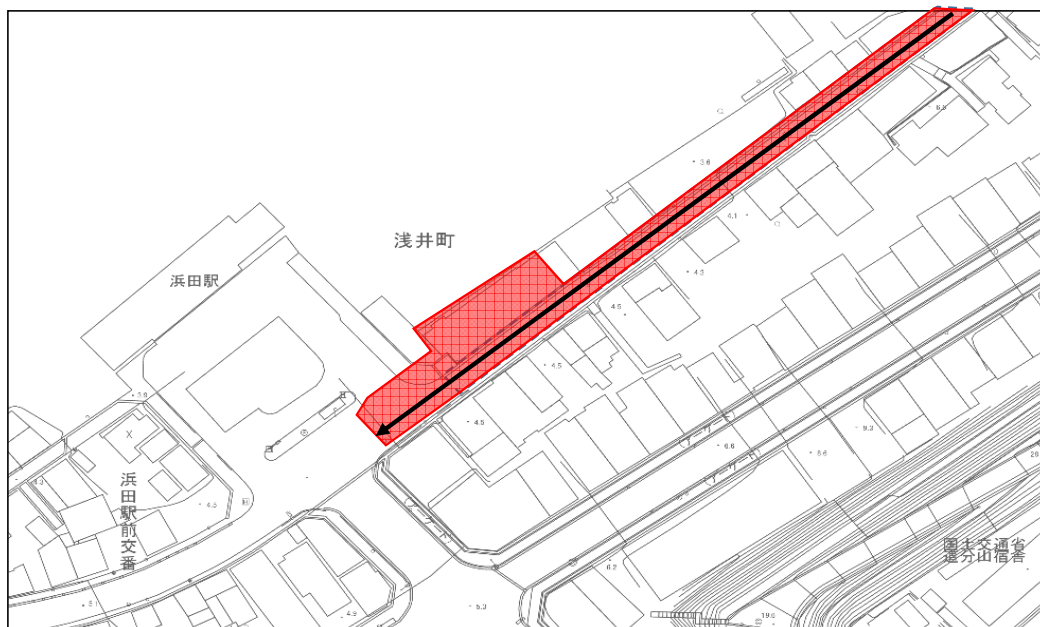
[illegible]

認定

位置図



詳細図



認 定

位置図



詳細図



認 定

位置図



詳細図



認 定

位置図



詳細図



議案第 86 号

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

総 合 整 備 計 画 書

島根県浜田市弥栄町 弥畝辺地
(辺地の人口 79 人、面積 45.5k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町の名称

弥栄町木都賀、弥栄町田野原、弥栄町程原、弥栄町三里

(2) 地域の中心の位置

浜田市弥栄町三里イ 8 番 1

(3) 辺地度点数 146 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥畝辺地は、中国山脈の麓に位置し、標高 250～300m の高地のため積雪が多い地域である。この地域は、高齢化率が 65.8% と非常に高く、地域行事や地域活動の維持も難しくなっており、地域活性化に向けた周辺の集落との繋がりや、農林業の活性化は重要な課題である。

林道小熊谷線は、小熊地域と仲三(谷)地域を結ぶ重要な生活路線であり、災害時における指定避難所への連絡道路としての利用とともに、森林施業においても重要な役割を担っている路線である。

当該路線において一部区間で法面崩落が発生し、現在仮設土留工において一般通行を確保している状況である。

生活路線の安全性の確保と地域の林業振興を図るため道路改良工事(法面含む)を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度の 1 年間

(単位 千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	対策事業債の予定額
林道	浜田市	10,275	5,000	5,275	5,200

議案第 87 号

市町村建設計画（新市まちづくり計画）の変更について

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定により、市町村建設計画（新市まちづくり計画）を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

新市まちづくり計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 案	備考
表紙 7 行 平成 17 年 9 月 浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会 平成 27 年 9 月 変更 浜田市	表紙 7 行 平成 17 年 9 月 浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会 平成 27 年 9 月 変更 浜田市 <u>令和 2 年 12 月 変更 浜田市</u>	
5 頁 11 行 本計画の期間は、平成 17（2005）年度から<u>平成 32（2020）年度</u>までの <u>16 ヶ年</u>とします。	5 頁 11 行 本計画の期間は、平成 17（2005）年度から<u>令和 7（2025）年度</u>までの <u>21 ヶ年</u>とします。	

9 頁 4 行

全国の将来推計人口は、平成 22（2010）年に約 1 億 2,806 万人に達しますが、その後は年々減少し、平成 32（2020）年には約 1 億 2,410 万人となると予測されています。

また、平成 32（2020）年の年齢階層別人口の構成比は、0～14 歳が 11.7%、15～64 歳が 59.2%、65 歳以上が 29.1%になると予測されています。

■全国の将来推計人口（総人口 年齢階層別人口）（単位：千人、%）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 32 年	
	(2000)	構成比	(2005)	構成比	(2010)	構成比	(2015)	構成比	(2020)	構成比
総人口	126,926	100.0	127,768	100.0	128,057	100.0	126,597	100.0	124,100	100.0
0-14 歳	18,472	14.6	17,521	13.7	16,803	13.1	15,827	12.5	14,568	11.7
15-64 歳	86,220	67.9	84,092	65.8	81,032	63.3	76,818	60.7	73,408	59.2
65 歳以上	22,005	17.3	25,672	20.1	29,246	22.8	33,952	26.8	36,124	29.1

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年数値は国勢調査。
注)平成 27 年、平成 32 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』より引用。
注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。
注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年の総人口には、不詳を含む。

9 頁 4 行

全国の将来推計人口は、平成 22（2010）年に約 1 億 2,806 万人に達しますが、その後は年々減少し、令和 7（2025）年には約 1 億 2,254 万人となると予測されています。

また、令和 7（2025）年の年齢階層別人口の構成比は、0～14 歳が 11.5%、15～64 歳が 58.5%、65 歳以上が 30.0%になると予測されています。

■全国の将来推計人口（総人口 年齢階層別人口）（単位：千人、%）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	(2000)	構成比	(2005)	構成比	(2010)	構成比	(2015)	構成比	(2020)	構成比
総人口	126,926	100.0	127,768	100.0	128,057	100.0	127,094	100.0	125,325	100.0
0-14 歳	18,472	14.6	17,521	13.7	16,803	13.1	15,887	12.6	15,075	12.0
15-64 歳	86,220	67.9	84,092	65.8	81,032	63.3	76,289	60.7	74,058	59.1
65 歳以上	22,005	17.3	25,672	20.1	29,246	22.8	33,465	26.6	36,192	28.9

区分	令和 7 年	
	(2025)	構成比
総人口	122,544	100.0
0-14 歳	14,073	11.5
15-64 歳	71,701	58.5
65 歳以上	36,771	30.0

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年数値は国勢調査。
注)令和 2 年、令和 7 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）』より引用。
注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。
注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の総人口には、不詳を含む。

10 頁 2 行

島根県の将来推計人口は、今後減少傾向が続き、平成 27（2015）年に約 69 万人、平成 32（2020）年には約 66 万人になると予測されています。

また、平成 32（2020）年の年齢階層別人口の構成比は、0～14 歳が 11.8%、15～64 歳が 53.3%、65 歳以上が 35.1%になると予測されています。

■島根県の将来推計人口（総人口 年齢階層別人口）（単位：千人、%）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 32 年	
	（2000）	構成比	（2005）	構成比	（2010）	構成比	（2015）	構成比	（2020）	構成比
総人口	762	100.0	742	100.0	717	100.0	687	100.0	655	100.0
0-14 歳	112	14.7	101	13.6	92	12.8	85	12.4	77	11.8
15-64 歳	460	60.4	439	59.2	414	57.7	378	55.0	349	53.3
65 歳以上	189	24.8	201	27.1	207	28.9	225	32.8	230	35.1

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年数値は国勢調査。
注)平成 27 年、平成 32 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』より引用。
注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。
注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年の総人口には、不詳を含む。

10 頁 2 行

島根県の将来推計人口は、今後減少傾向が続き、令和 2（2020）年に約 67 万人、令和 7（2025）年には約 64 万人になると予測されています。

また、令和 7（2025）年の年齢階層別人口の構成比は、0～14 歳が 11.9%、15～64 歳が 52.1%、65 歳以上が 36.0%になると予測されています。

■島根県の将来推計人口（総人口 年齢階層別人口）（単位：千人、%）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	（2000）	構成比	（2005）	構成比	（2010）	構成比	（2015）	構成比	（2020）	構成比
総人口	762	100.0	742	100.0	717	100.0	694	100.0	670	100.0
0-14 歳	112	14.7	101	13.6	92	12.8	86	12.4	81	12.2
15-64 歳	460	60.4	439	59.2	414	57.7	377	54.1	355	53.0
65 歳以上	189	24.8	201	27.1	207	28.9	223	32.1	233	34.8

区分	令和 7 年	
	（2025）	構成比
総人口	643	100.0
0-14 歳	76	11.9
15-64 歳	335	52.1
65 歳以上	231	36.0

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年数値は国勢調査。
注)令和 2 年、令和 7 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）』より引用。
注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。
注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の総人口には、不詳を含む。

11 頁 4 行 新市の将来人口は、人口が減少しているこのままのすう勢が継続すれば、<u>平成 27 (2015) 年に 58,245 人、平成 32 (2020) 年には 54,863 人と予測されます。</u>	11 頁 4 行 新市の将来人口は、人口が減少しているこのままのすう勢が継続すれば、<u>令和 2 (2020) 年に 55,098 人、令和 7 (2025) 年には 52,030 人と予測されます。</u>	
11 頁 10 行 新市の<u>平成 32 (2020) 年の年齢階層別人口は、0～14 歳が 5,870 人（総人口の 10.7%）、15～64 歳が 29,361 人（同じく 53.5%）、65 歳以上が 19,632 人（同じく 35.8%）</u>になると予測されます。	11 頁 10 行 新市の<u>令和 7 (2025) 年の年齢階層別人口は、0～14 歳が 5,488 人（総人口の 10.5%）、15～64 歳が 27,645 人（同じく 53.1%）、65 歳以上が 18,897 人（同じく 36.3%）</u>になると予測されます。	

11 頁 18 行

■新市の将来推計人口(総人口 年齢階層別人口) (単位:人、%)

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 32 年	
	(2000)	構成比	(2005)	構成比	(2010)	構成比	(2015)	構成比	(2020)	構成比
総人口	65,463	100.0	63,046	100.0	61,713	100.0	58,245	100.0	54,863	100.0
0-14 歳	9,206	14.1	8,053	12.8	7,144	11.6	6,534	11.2	5,870	10.7
15-64 歳	39,015	59.6	36,851	58.5	35,943	58.2	32,215	55.3	29,361	53.5
65 歳以上	17,237	26.3	18,061	28.6	18,450	29.9	19,496	33.5	19,632	35.8

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年数値は国勢調査。
注)平成 27 年、平成 32 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)』より引用。
注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。
注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年の総人口には、不詳を含む。

15 頁 17 行

自治区の設置期間は、平成 32 年 3 月 31 日までとします。

15 頁 26 行

地方自治法に基づく附属機関として、それぞれの自治区に地域協議会を平成 32 年 3 月 31 日まで設置します。

30 頁 25 行

・学校給食センター移転新築事業

11 頁 18 行

■新市の将来推計人口(総人口 年齢階層別人口) (単位:人、%)

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年	
	(2000)	構成比	(2005)	構成比	(2010)	構成比	(2015)	構成比	(2020)	構成比	(2025)	構成比
総人口	65,463	100.0	63,046	100.0	61,713	100.0	58,105	100.0	55,098	100.0	52,030	100.0
0-14 歳	9,206	14.1	8,053	12.8	7,144	11.6	6,565	11.3	6,038	11.0	5,488	10.5
15-64 歳	39,015	59.6	36,851	58.5	35,943	58.2	31,580	54.9	29,433	53.4	27,645	53.1
65 歳以上	17,237	26.3	18,061	28.6	18,450	29.9	19,430	33.7	19,627	35.6	18,897	36.3

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年数値は国勢調査。
注)令和 2 年、令和 7 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)』より引用。
注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。
注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の総人口には、不詳を含む。

15 頁 17 行

自治区の設置期間は、令和 3 年 3 月 31 日までとします。

15 頁 26 行

地方自治法に基づく附属機関として、それぞれの自治区に地域協議会を令和 3 年 3 月 31 日まで設置します。

30 頁 25 行

・学校給食センター移転新築・改修事業

88 頁 2 行

財政計画は、平成 17 年度から平成 32 年度までの 16 年間について、財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに、普通会計ベースで作成したものです。

平成 17 年度の新市まちづくり計画策定時においては、平成 14 年度決算額をベースに、平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間の推計を行いましたが、今回の改正においては、平成 26 年 12 月に策定した中期財政計画を基に、平成 32 年度までの推計を行っています。

なお、平成 17 年度から平成 25 年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値です。

歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

■ 前提条件

【歳入】

(1) 地方税

① 個人市民税所得割

景気の状態・人口減を考慮し、平成 27 年度以降毎年 1%の減とします。

② 固定資産税

家屋の評価替に伴う減収を 3 年毎に 5%減と見込みます。

88 頁 2 行

財政計画は、平成 17 年度から令和 7 年度までの 21 年間について、財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに、普通会計ベースで作成したものです。

平成 17 年度の新市まちづくり計画策定時においては、平成 14 年度決算額をベースに、平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間の推計を行い、平成 27 年度の改正時においては、平成 26 年 12 月に策定した中期財政計画を基に、令和 2 年度までの推計を行いましたが、今回の改正においては、令和元年 12 月に策定した中期財政計画を基に、令和 7 年度までの推計を行っています。

なお、平成 17 年度から令和元年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値です。

歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

■ 前提条件

【歳入】

(1) 地方税

① 個人市民税所得割

景気の状態・人口減を考慮し、令和 2 年度以降毎年 1%の減とします。

② 法人市民税法人税割

令和 2 年度以降は地方法人税率の引上げに伴う法人市民税率の引下げの影響を考慮したうえで推計します。

③ 固定資産税

土地は地価の下落による影響を見込みます。
家屋の評価替に伴う減収を 3 年毎に 5%減と見込みます。

償却資産は三隅火力発電所の影響額を反映します。
(2号機分は見込みません。)

平成28年度以降、風力発電設備に伴う償却資産の増収分を見込みます。

(2) 普通交付税

- ① 浜田市総合振興計画後期基本計画の人口推計を反映させ、人口減による影響額を減じます。
- ② 合併算定替による特別加算措置の縮減による影響を見込みます(臨時財政対策債含む)。

(3) 国・県支出金

扶助費の増に伴う影響額を見込みます。また、投資的経費の財源となる場合は、事業別に積算します。

(4) 繰入金

平成30年度以降発生する実質単年度収支の赤字は、財政調整基金の繰入れにより調整します。

(5) 地方債

- ① 現行の地方債制度により推計します。投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や合併特例債といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用します。また、過疎地域自立促進事業(ソフト分)についても積極的に活用します。
- ② 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債は、14億円をベースとし、合併算定替の影響を調整します。

償却資産は三隅火力発電所の影響額を反映します。

クリーンエネルギー発電設備に伴う償却資産の増収分を見込みます。

(2) 普通交付税

- ① 人口ビジョンの人口推計を 反映させ、人口減による影響額を減じます。
- ② 「合併算定替」による特別加算措置の縮減による影響を見込みます。

(3) 国・県支出金

- ① 扶助費の増に伴う影響額を見込みます
- ② 投資的経費の財源となる場合は、個別に積算します。
- ③ 幼児教育無償化(令和元年10月以降)による影響を見込みます。

(4) 繰入金

- ① 令和5年度までの収支調整は財政調整基金で行います。
- ② 各基金からの繰入れは個別に積算します。
- ③ 行財政改革実施計画の効果額として、ふるさと応援基金からの繰入れを見込みます。

(5) 地方債

- ① 現行の地方債制度により推計します。投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や合併特例債といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用します。また、過疎地域自立促進事業(ソフト分)についても活用を見込みます(年間約3億円)。
- ② 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債は、令和元年度発行可能額(約8億円)をベースに見込みます。

89 頁 1 行

【歳出】

(1) 人件費

消防職を除く職員について、平成 29 年度まで退職者数の 3 分の 1 採用により推計します。

(2) 扶助費

平成 29 年度までは毎年度 2% 増、平成 30 年度以降は毎年度 1% 増と想定します。

(3) 投資的経費

① 平成 27 年度までは「主要政策枠」と「自治区枠」の

89 頁 1 行

(6) その他の収入（ふるさと寄附金）

① ふるさと寄附金の収入額は、令和 2 年度 8 億円、令和 3 年度以降は 6 億円を見込みます。

② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れます。

③ 合併特例債の代替として投資事業の財源に令和 4 年度 1 億円、令和 5 年度以降 2 億円、新規施策の財源に令和 4 年度以降 2 億円を毎年ふるさと応援基金から繰入れます。

【歳出】

(1) 人件費

定員適正化計画に基づき推計します。

(2) 物件費

令和 4 年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として 1 億円程度措置します。

(3) 扶助費

① 令和 2 年度は 2% 増、令和 3 年度以降は毎年度 1% 増と想定します。

② 幼児教育無償化（令和元年 10 月以降）による影響を見込みます。

(4) 補助費等

令和 4 年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として 1 億円程度措置します。

(5) 投資的経費

① 合併協議を経た『自治区枠』については、令和元年度

2 本立て、平成 28 年度以降は全市目線の「共通枠」で、実施事業のローリングを行います。 ② 合併協議を経た「主要政策枠」及び「自治区枠」については、平成 32 年度までに全額措置します。 ③ 平成 28 年度以降の「共通枠」については、長期財政シミュレーションを考慮し、事業費で概ね年間 35 億円（平成 28 年度から 6 年間で約 210 億円）を基本とします。 ④ 今後の重要施策となる「元気な浜田事業」については「主要政策枠」及び「共通枠」のなかで実施します。 （４）公債費 平成 26 年度以降の利率は 2.9%とし、実質公債費比率の通減を図るため、繰上償還を実施します。 （５）積立金 合併特例債を活用し、平成 27 年度までに 30 億 1,500 万円をまちづくり振興基金に積み立てます。 （６）繰出金 ① 下水道事業、簡易水道事業に係る繰出金は積上げ方式により推計します。 ② 介護保険は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込むとともに、国民健康保険、後期高齢者医療に係る繰出金は 2%程度の増と見込みます。	で終了とします。 ② 浜田自治区以外の 4 自治区を施工箇所とする投資事業は、令和 3 年度までで約 56 億円（市費ベース、①の『自治区枠』を含む）を見込みます。 ③ 合併特例債の代替財源として、投資事業にふるさと応援基金を令和 4 年度 1 億円、令和 5 年度以降 2 億円充当します。 （６）公債費 借入金利は 1.10%（島根県の財政見通しと同率）で推計します。 （７）積立金 令和 5 年度までの収支調整は財政調整基金で行います。 （８）繰出金 ① 下水道事業に係る繰出金は個別に推計します。下水道事業への繰出金は、令和 2 年度以降、公営企業化により補助費等で計上します。 ② 介護保険は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込みます。 ③ 後期高齢者医療に係る繰出金は 2%程度の増と見込みます。	
90 頁・91 頁 別紙 1 のとおり	90 頁・91 頁・92 頁 別紙 2 のとおり	

■ 財政計画

(単位:百万円)

【歳入】	実績値								
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地方税	7,953	7,712	8,055	7,912	7,620	7,636	7,532	7,433	7,356
地方譲与税	749	966	498	479	446	434	389	366	347
各種交付金	1,110	1,030	903	850	827	822	792	726	742
普通交付税	9,064	9,485	9,125	9,773	9,985	10,565	10,693	10,807	10,867
特別交付税	1,630	1,470	1,440	1,501	1,531	1,641	1,631	1,593	1,654
分担金・負担金	409	249	494	492	475	476	497	520	543
使用料・手数料	702	912	546	553	516	558	556	559	561
国・県支出金	5,597	4,549	5,010	5,868	7,324	7,383	6,831	5,798	7,586
財産収入	282	134	1,455	147	118	125	166	114	152
寄附金	8	16	12	34	49	945	19	18	179
繰入金	3,500	4,413	2,105	1,167	913	1,072	939	1,059	1,322
繰越金	255	174	284	194	1,091	436	514	385	448
諸収入	1,106	961	984	963	998	1,093	1,796	2,257	1,641
地方債	4,989	5,381	3,680	3,919	5,734	6,284	5,510	6,263	6,523
歳入合計	37,353	37,451	34,590	33,852	37,627	39,470	37,865	37,898	39,922

【歳出】	実績値								
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	6,668	6,541	6,223	6,122	5,933	5,889	6,021	5,907	5,915
物件費	3,778	3,430	3,767	3,558	4,061	3,945	4,164	3,989	3,840
維持補修費	282	256	276	316	497	394	335	373	415
扶助費	4,221	4,358	4,488	4,528	4,756	5,467	5,848	5,872	5,958
補助費等	2,745	2,366	2,409	2,948	3,384	3,563	2,908	2,751	3,195
投資的経費	6,130	6,546	6,296	5,065	7,343	7,466	6,251	6,036	8,130
公債費	6,425	8,439	6,739	5,974	5,725	5,442	5,640	5,920	6,316
積立金	3,399	1,737	462	695	1,763	2,941	1,997	2,302	1,069
投資・出資金・貸付金	605	586	792	401	521	671	900	811	796
繰出金	2,926	2,908	2,944	3,154	3,209	3,178	3,418	3,489	3,707
歳出合計	37,178	37,166	34,396	32,761	37,191	38,956	37,481	37,449	39,342

【基金年度末現在高(普通会計)】	実績値								
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
財政調整基金	2,100	1,809	2,063	2,221	2,504	2,807	3,055	3,207	3,272
減債基金	2,000	1,678	1,703	1,366	1,093	1,264	1,452	1,532	1,623
特定目的基金	7,339	5,287	3,377	3,102	3,946	5,437	6,067	7,094	6,694
基金年度末現在高合計	11,440	8,775	7,142	6,689	7,543	9,508	10,574	11,833	11,589

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

(単位:百万円)

【歳入】	計画値						
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地方税	7,253	7,017	7,051	6,972	6,827	6,759	6,696
地方譲与税	348	348	348	348	348	348	348
各種交付金	772	890	1,137	1,462	1,462	1,462	1,462
普通交付税	11,103	11,666	11,591	11,544	11,652	11,506	11,254
特別交付税	1,500	1,500	1,250	1,000	1,000	1,000	1,000
分担金・負担金	585	540	492	484	483	482	482
使用料・手数料	555	570	578	579	581	582	584
国・県支出金	9,527	6,688	6,436	6,449	6,200	5,967	6,029
財産収入	140	97	160	96	96	94	92
寄附金	632	356	330	446	254	4	4
繰入金	1,352	1,954	1,018	656	804	1,303	799
繰越金	579	0	0	0	0	0	0
諸収入	1,023	1,545	1,542	1,488	1,584	1,279	1,179
地方債	7,693	6,930	5,305	4,943	4,394	3,367	2,818
歳入合計	43,061	40,101	37,237	36,468	35,683	34,153	32,747

(単位:百万円)

【歳出】	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	6,033	6,026	5,921	5,737	5,701	5,624	5,472
物件費	4,287	4,301	4,238	4,236	4,227	4,182	4,275
維持補修費	403	403	403	403	403	403	403
扶助費	6,479	6,326	6,453	6,582	6,648	6,714	6,781
補助費等	3,197	3,072	3,104	3,502	3,518	3,243	2,700
投資的経費	11,471	7,586	5,522	5,107	4,221	3,041	2,140
公債費	5,735	5,788	5,375	5,756	6,162	6,476	6,672
積立金	1,435	1,534	1,075	489	220	106	84
投資・出資金・貸付金	296	806	806	756	656	556	456
繰出金	3,727	4,259	4,340	3,900	3,927	3,807	3,764
歳出合計	43,061	40,101	37,237	36,468	35,683	34,153	32,747

(単位:百万円)

【基金年度末現在高(普通会計)】	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
財政調整基金	3,466	4,202	4,701	4,954	4,811	4,525	3,997
減債基金	1,714	1,008	1,358	1,409	1,440	1,447	1,433
特定目的基金	6,501	6,061	5,279	4,817	4,355	3,447	3,283
基金年度末現在高合計	11,681	11,271	11,337	11,180	10,606	9,419	8,714

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

■ 財政計画

(単位: 百万円)

【歳入】	実績値							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
地方税	7,953	7,712	8,055	7,912	7,620	7,636	7,532	7,433
地方譲与税	749	966	498	479	446	434	389	366
各種交付金	1,110	1,030	903	850	827	822	792	726
普通交付税	9,064	9,485	9,125	9,773	9,985	10,565	10,693	10,807
特別交付税	1,630	1,470	1,440	1,501	1,531	1,641	1,631	1,593
分担金・負担金	409	249	494	492	475	476	497	520
使用料・手数料	702	912	546	553	516	558	556	559
国・県支出金	5,597	4,549	5,010	5,868	7,324	7,383	6,831	5,798
財産収入	282	134	1,455	147	118	125	166	114
寄附金	8	16	12	34	49	945	19	18
繰入金	3,500	4,413	2,105	1,167	913	1,072	939	1,059
繰越金	255	174	284	194	1,091	436	514	385
諸収入	1,106	961	984	963	998	1,093	1,796	2,257
地方債	4,989	5,381	3,680	3,919	5,734	6,284	5,510	6,263
歳入合計	37,353	37,451	34,590	33,852	37,627	39,470	37,865	37,898

【歳出】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	6,668	6,541	6,223	6,122	5,933	5,889	6,021	5,907
物件費	3,778	3,430	3,767	3,558	4,061	3,945	4,164	3,989
維持補修費	282	256	276	316	497	394	335	373
扶助費	4,221	4,358	4,488	4,528	4,756	5,467	5,848	5,872
補助費等	2,745	2,366	2,409	2,948	3,384	3,563	2,908	2,751
投資的経費	6,130	6,546	6,296	5,065	7,343	7,466	6,251	6,036
公債費	6,425	8,439	6,739	5,974	5,725	5,442	5,640	5,920
積立金	3,399	1,737	462	695	1,763	2,941	1,997	2,302
投資・出資金・貸付金	605	586	792	401	521	671	900	811
繰出金	2,926	2,908	2,944	3,154	3,209	3,178	3,418	3,489
歳出合計	37,178	37,166	34,396	32,761	37,191	38,956	37,481	37,449

【基金年度末現在高(普通会計)】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
財政調整基金	2,100	1,809	2,063	2,221	2,504	2,807	3,055	3,207
減債基金	2,000	1,678	1,703	1,366	1,093	1,264	1,452	1,532
特定目的基金	7,339	5,287	3,377	3,102	3,946	5,437	6,067	7,094
基金年度末現在高合計	11,440	8,775	7,142	6,689	7,543	9,508	10,574	11,833

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

■ 財政計画

(単位: 百万円)

【歳入】	実績値						
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方税	7,356	7,363	7,163	7,218	7,399	7,331	7,456
地方譲与税	347	337	353	350	349	352	369
各種交付金	742	833	1,298	1,141	1,226	1,285	1,218
普通交付税	10,867	11,117	11,156	11,204	10,794	10,781	10,726
特別交付税	1,654	1,550	1,540	1,500	1,536	1,502	1,505
分担金・負担金	543	543	497	458	454	445	345
使用料・手数料	561	541	600	565	561	557	525
国・県支出金	7,586	8,735	7,217	7,017	6,792	9,823	8,412
財産収入	152	209	169	132	269	254	223
寄附金	179	858	2,236	1,917	1,551	1,473	1,343
繰入金	1,322	1,202	1,762	1,126	2,049	1,469	1,509
繰越金	448	579	829	648	615	487	588
諸収入	1,641	1,052	1,262	1,356	1,089	1,031	1,100
地方債	6,523	6,880	6,518	4,603	4,018	4,413	4,490
歳入合計	39,922	41,799	42,601	39,234	38,702	41,204	39,810

【歳出】 (単位: 百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人件費	5,915	5,847	5,912	5,876	5,851	5,850	5,859
物件費	3,840	4,066	4,195	4,218	4,127	4,188	4,099
維持補修費	415	396	441	427	479	397	362
扶助費	5,958	6,316	6,487	6,935	6,765	6,725	6,977
補助費等	3,195	3,220	4,057	3,843	3,523	4,222	4,406
投資的経費	8,130	9,482	7,156	5,120	4,994	8,126	6,657
公債費	6,316	5,744	5,581	5,553	6,139	5,653	6,115
積立金	1,069	1,854	3,784	2,071	2,102	1,718	1,015
投資・出資金・貸付金	796	294	468	531	136	101	88
繰出金	3,707	3,751	3,870	4,045	4,098	3,636	3,641
歳出合計	39,342	40,971	41,953	38,619	38,216	40,616	39,218

【基金年度末現在高(普通会計)】 (単位: 百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
財政調整基金	3,272	3,464	3,836	4,157	3,441	3,675	3,929
減債基金	1,623	1,916	2,945	3,957	4,032	4,747	4,429
特定目的基金	6,694	6,871	7,496	7,107	7,805	7,105	6,805
基金年度末現在高合計	11,589	12,251	14,276	15,221	15,277	15,527	15,163

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

(単位: 百万円)

【歳入】	計画値					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	7,319	7,098	7,011	8,612	8,282	8,049
地方譲与税	384	384	395	395	395	409
各種交付金	1,377	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385
普通交付税	10,933	10,509	10,514	9,234	9,148	8,905
特別交付税	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
分担金・負担金	290	283	279	277	277	277
使用料・手数料	526	526	526	526	526	526
国・県支出金	7,292	7,269	8,024	6,697	6,797	6,801
財産収入	161	189	238	300	117	117
寄附金	810	610	610	610	610	610
繰入金	1,453	1,285	1,107	793	974	858
繰越金	0	0	0	0	0	88
諸収入	1,085	1,062	1,174	1,025	942	942
地方債	3,029	2,722	2,663	2,113	3,535	3,170
歳入合計	35,959	34,622	35,226	33,266	34,289	33,436

【歳出】	計画値					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	6,260	6,172	6,049	5,940	5,866	5,839
物件費	3,827	3,923	3,865	3,864	3,900	4,012
維持補修費	362	362	362	362	362	362
扶助費	7,402	7,475	7,549	7,623	7,699	7,775
補助費等	4,372	3,937	3,691	3,561	3,445	3,338
投資的経費	3,691	3,322	4,174	2,136	3,585	3,112
公債費	5,531	5,531	5,666	5,520	5,316	4,909
積立金	918	350	349	772	543	519
投資・出資金・貸付金	91	91	91	91	91	91
繰出金	3,505	3,459	3,430	3,397	3,395	3,381
歳出合計	35,959	34,622	35,226	33,266	34,201	33,339

【基金年度末現在高(普通会計)】	計画値					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
財政調整基金	3,951	3,440	3,102	3,451	3,247	3,066
減債基金	4,130	4,025	4,052	4,162	4,175	4,187
特定目的基金	6,072	5,753	5,306	4,826	4,586	4,415
基金年度末現在高合計	14,153	13,218	12,460	12,439	12,008	11,669

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

令和 2 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 7 号)

令和 2 年度 浜田市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度浜田市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 226,372 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,398,083 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		290,860	2,550	293,410
	1 分担金	51,469	2,550	54,019
15 国庫支出金		12,349,068	47,104	12,396,172
	1 国庫負担金	3,511,848	37,286	3,549,134
	2 国庫補助金	8,828,268	9,818	8,838,086
16 県支出金		2,828,696	53,317	2,882,013
	1 県負担金	1,639,985	1,969	1,641,954
	2 県補助金	1,063,390	51,348	1,114,738
17 財産収入		123,006	10,566	133,572
	2 財産売却収入	46,246	10,566	56,812
19 繰入金		1,884,095	△41,598	1,842,497
	2 基金繰入金	1,836,387	△41,598	1,794,789
21 諸収入		985,781	168,133	1,153,914
	5 雑入	564,975	168,133	733,108
22 市債		3,285,602	△13,700	3,271,902
	1 市債	3,285,602	△13,700	3,271,902
歳入合計		45,171,711	226,372	45,398,083

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		281,054	193	281,247
	1 議 会 費	281,054	193	281,247
2 総 務 費		12,552,702	249,840	12,802,542
	1 総 務 管 理 費	11,921,417	257,200	12,178,617
	2 徴 税 費	318,496	△4,818	313,678
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	211,251	△4,114	207,137
	4 選 挙 費	20,892	1,306	22,198
	5 統 計 調 査 費	46,940	423	47,363
	6 監 査 委 員 費	33,706	△157	33,549
3 民 生 費		11,512,105	69,768	11,581,873
	1 社 会 福 祉 費	6,359,939	57,429	6,417,368
	2 児 童 福 祉 費	4,298,722	9,041	4,307,763
	3 生 活 保 護 費	853,443	3,298	856,741
4 衛 生 費		3,297,468	△808	3,296,660
	1 保 健 衛 生 費	1,923,850	16,742	1,940,592
	2 清 掃 費	1,373,618	△17,550	1,356,068
6 農 林 水 産 業 費		2,528,905	△3,870	2,525,035
	1 農 業 費	1,537,099	13,149	1,550,248
	2 林 業 費	320,293	△24,674	295,619
	3 水 産 業 費	671,513	7,655	679,168
7 商 工 費		1,482,634	45,971	1,528,605
	1 商 工 費	1,482,634	45,971	1,528,605
8 土 木 費		2,933,462	△81,194	2,852,268
	1 土 木 管 理 費	692,067	△38,613	653,454
	2 道 路 橋 梁 費	1,277,739	4,768	1,282,507

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都 市 計 画 費	710,325	△46,744	663,581
	6 住 宅 費	206,955	△605	206,350
9 消 防 費		1,389,881	△26,942	1,362,939
	1 消 防 費	1,389,881	△26,942	1,362,939
10 教 育 費		3,416,283	△26,586	3,389,697
	1 教 育 総 務 費	1,039,399	△13,349	1,026,050
	4 幼 稚 園 費	330,921	△3,763	327,158
	5 社 会 教 育 費	1,104,793	△9,474	1,095,319
歳 出 合 計		45,171,711	226,372	45,398,083

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
02 総務費	01 総務管理費	旧今市小学校解体設計経費	9,889
02 総務費	01 総務管理費	定住促進住宅建築費補助金	6,000
06 農林水産業費	03 水産業費	高度衛生管理型荷捌所整備事業	9,889
07 商工費	01 商工費	浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業	6,800
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁等長寿命化調査点検事業	11,705
08 土木費	02 道路橋梁費	白砂 1 号線改良事業	9,260
08 土木費	02 道路橋梁費	戸地線改良事業	4,120
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田駅周辺整備事業	130,600
08 土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	14,314
08 土木費	02 道路橋梁費	井野 37 号線道路改良事業	9,270
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	190,700
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化改修事業	43,229
08 土木費	05 都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	4,400
11 災害復旧費	02 公共土木施設災害復旧費	2 年公共土木施設災害復旧費	79,677

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
		千円
雇用促進住宅管理運営費 (住宅管理委託料)	令和 3 年度	26,640

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
林 道 整 備 事 業	千円 49,500	千円 39,500
観 光 施 設 整 備 事 業	2,500	3,400
道 路 橋 梁 整 備 事 業	467,600	466,000
公 園 整 備 事 業	17,000	13,900
災 害 復 旧 事 業	112,700	112,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	290,860	2,550	293,410
15 国庫支出金	12,349,068	47,104	12,396,172
16 県支出金	2,828,696	53,317	2,882,013
17 財産収入	123,006	10,566	133,572
19 繰入金	1,884,095	△41,598	1,842,497
21 諸収入	985,781	168,133	1,153,914
22 市債	3,285,602	△13,700	3,271,902
歳入合計	45,171,711	226,372	45,398,083

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1議 会 費	281,054	193	281,247				193
2総 務 費	12,552,702	249,840	12,802,542	4,557		173,702	71,581
3民 生 費	11,512,105	69,768	11,581,873	66,584			3,184
4衛 生 費	3,297,468	△808	3,296,660			2,200	△3,008
6農 林 水 産 業 費	2,528,905	△3,870	2,525,035	△18,391	600	△8,000	21,921
7商 工 費	1,482,634	45,971	1,528,605	65,750	900	5,050	△25,729
8土 木 費	2,933,462	△81,194	2,852,268	△21,068	△4,700		△55,426
9消 防 費	1,389,881	△26,942	1,362,939				△26,942
10教 育 費	3,416,283	△26,586	3,389,697	1,500			△28,086
歳 出 合 計	45,171,711	226,372	45,398,083	98,932	△3,200	172,952	△42,312

2 歳 入

13 分担金及び負担金（1 分 担 金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金	290,860	2,550	293,410
1 分 担 金	51,469	2,550	54,019
2 農林水産業費分担金	46,751	2,550	49,301
15 国庫支出金	12,349,068	47,104	12,396,172
1 国庫負担金	3,511,848	37,286	3,549,134
1 民生費国庫負担金	3,367,816	37,286	3,405,102
2 国庫補助金	8,828,268	9,818	8,838,086
1 総務費国庫補助金	7,819,199	12,752	7,831,951
2 民生費国庫補助金	307,086	9,961	317,047
4 農林水産業費国庫補助金	85,799	△10,000	75,799
5 土木費国庫補助金	449,151	△4,395	444,756
6 教育費国庫補助金	139,865	1,500	141,365
16 県支出金	2,828,696	53,317	2,882,013
1 県負担金	1,639,985	1,969	1,641,954
1 民生費県負担金	1,487,857	18,642	1,506,499

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農 業 費 分 担 金	2,550	農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金 2,550
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	37,286	障がい者自立支援給付費 12,769 障がい者医療費 495 障がい児通所給付費 24,022
1 総 務 管 理 費 補 助 金	12,752	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 12,571 特定地域づくり事業推進交付金 181
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	1,516	地域生活支援事業費 1,237 高齢者医療制度円滑運営事業費 279
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	8,445	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 8,445
1 林 業 費 補 助 金	△10,000	道整備交付金 △10,000
1 道 路 橋 梁 費 補 助 金	△1,395	道整備交付金 △1,395
2 都 市 計 画 費 補 助 金	△3,000	社会資本整備総合交付金 △3,000
3 学 校 施 設 整 備 費 補 助 金	1,500	教育支援体制整備事業費 1,500

16 県支出金 (1 県負担金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 土木費県負担金	74, 250	△16, 673	57, 577
2 県補助金	1, 063, 390	51, 348	1, 114, 738
1 総務費県補助金	41, 381	2, 000	43, 381
4 農林水産業費県補助金	520, 521	△8, 391	512, 130
5 商工費県補助金	55, 542	56, 250	111, 792
8 災害復旧費県補助金	42, 550	1, 489	44, 039
17 財産収入	123, 006	10, 566	133, 572
2 財産売払収入	46, 246	10, 566	56, 812
1 不動産売払収入	29, 704	10, 566	40, 270
19 繰 入 金	1, 884, 095	△41, 598	1, 842, 497
2 基金繰入金	1, 836, 387	△41, 598	1, 794, 789
1 財政調整基金繰入金	199, 919	△45, 048	154, 871
5 まちづくり振興基金繰入金	134, 772	△3, 000	131, 772
6 地域振興基金繰入金	269, 939	△2, 800	267, 139
7 ふるさと応援基金繰入金	808, 136	9, 250	817, 386

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	18,642	障がい者自立支援給付費 6,384 障がい者医療費 247 障がい児通所給付費 12,011
1 土 木 管 理 費 負 担 金	△16,673	国土調査費 △16,673
1 総 務 管 理 費 補 助 金	2,000	特定地域づくり事業協同組合設立支援交付金 2,000
1 農 業 費 補 助 金	△8,391	がんばる地域応援総合事業費（農業） △9,666 農業水路等長寿命化・防災減災事業費 1,275
1 商 工 費 補 助 金	56,250	商業・サービス業感染症対応支援事業費 56,250
2 農林水産業施設災害復旧費補助金	1,489	3 1 年農地災害復旧費 1,122 3 1 年農業用施設災害復旧費 367
1 土 地 売 払 収 入	10,566	土地売払収入 10,566
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△45,048	財政調整基金繰入金 △45,048
1 まちづくり振興基金繰入金	△3,000	まちづくり振興基金繰入金 △3,000
1 地 域 振 興 基 金 繰 入 金	△2,800	地域振興基金繰入金 △2,800

19 繰 入 金 (2 基金繰入金)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項				
目				
21 諸 収 入		985,781	168,133	1,153,914
5 雑 入		564,975	168,133	733,108
2 雑 入		564,973	168,133	733,106
22 市 債		3,285,602	△13,700	3,271,902
1 市 債		3,285,602	△13,700	3,271,902
4 農林水産業債		600,200	△10,000	590,200
5 商 工 債		43,100	900	44,000
6 土 木 債		495,600	△4,700	490,900
9 災害復旧債		112,700	100	112,800
歳 入 合 計		45,171,711	226,372	45,398,083

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふるさと応援基金繰入金	9,250	ふるさと応援基金繰入金 9,250
7 総務費雑入	161,952	管財雑入 952 浜田八重可部線移転補償事業費 161,000
9 衛生費雑入	1,000	感染拡大防止等支援事業費 1,000
13 土木費雑入	5,181	公共下水道事業精算金 5,181
2 林業債	△10,000	林道整備事業費 △10,600 県営林道整備事業負担金 600
1 商工債	900	美又温泉国民保養センター整備事業費 900
1 道路橋梁債	△1,600	道路橋梁整備事業費 △1,600
3 都市計画債	△3,100	公園整備事業費 △3,100
1 農林水産業施設災害復旧債	100	過年農地災害復旧費 100

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	281,054	193	281,247				193
1 議 会 費	281,054	193	281,247				193
1 議 会 費	281,054	193	281,247				193

1 議 会 費 (1 議 会 費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 給料	803	1 議員報酬及び手当 △502 2 職員給与費 695
3 職員手当等	△457	
4 共済費	△153	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	12,552,702	249,840	12,802,542	4,557		173,702	71,581
1 総務管理費	11,921,417	257,200	12,178,617	4,557		173,702	78,941
1 一般管理費	1,185,658	22,587	1,208,245				22,587
2 人事管理費	133,118	11,406	144,524				11,406
3 文書広報費	131,893	2,376	134,269	2,376			
6 財産管理費	781,900	211,776	993,676			161,000	50,776
7 企 画 費	9,022,570	7,759	9,030,329	2,181		11,750	△6,172
15 防災諸費	107,288	1,296	108,584			952	344

2 総 務 費 （ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△12,882	1 特別職給与費 △103 2 職員給与費 22,690
3 職員手当等	31,989	
4 共済費	3,480	
1 報酬	6,358	1 産休・育休等代替職員費 11,406
2 給料	2,014	
3 職員手当等	532	
4 共済費	2,222	
8 旅費	280	
12 委託料	2,376	1 町内回覧板作成事業 2,376
12 委託料	9,889	1 市有財産有効活用推進事業 9,889 2 浜田市江津市旧有福村有財産共同 管理組合負担金 3,480 3 市有財産有効活用推進基金積立金 151,111 4 指定管理施設損失補償費 47,296
18 負担金補助及び交付金	3,480	
21 補償補填及び賠償金	47,296	
24 積立金	151,111	
1 報酬	△235	1 浜田地区広域行政組合負担金 △5,923 2 定住対策基金事業 11,750 3 自治区長報酬及び手当 △430 4 特定地域づくり事業協同組合支援 事業 2,362
4 共済費	△195	
18 負担金補助及び交付金	4,189	
24 積立金	4,000	
10 需用費	1,296	1 地域安全まちづくり事業 1,296

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 徴 税 費	318,496	△4,818	313,678				△4,818
1 税務総務費	220,975	△5,889	215,086				△5,889
2 賦課徴収費	97,521	1,071	98,592				1,071

2 総 務 費 (2 徴 税 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△2,465	1 職員給与費 △5,889
3 職員手当等	△2,452	
4 共済費	△972	
2 給料	△301	1 職員給与費 △2,907 2 徴収事務費 3,978
3 職員手当等	△2,119	
4 共済費	△487	
12 委託料	1,478	
21 補償補填及び賠償金	2,500	

[illegible]

2 総 務 費 （ 3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△1,260	1 職員給与費 △4,114
3 職員手当等	△1,948	
4 共済費	△906	

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　　定　　　財　　　源			一 般 財 源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
4 選　挙　費	20,892	1,306	22,198				1,306
1 選挙管理委員会費	20,772	1,306	22,078				1,306

2 総 務 費 (4 選 挙 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	12	1 職員給与費 1,306
3 職員手当等	593	
4 共済費	701	

[illegible]

2 総 務 費 (5 統計調査費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	13	1 職員給与費 423
3 職員手当等	335	
4 共済費	75	

[illegible]

2 総 務 費 (6 監査委員費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	2	1 職員給与費 △157
3 職員手当等	△107	
4 共済費	△52	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,512,105	69,768	11,581,873	66,584			3,184
1 社会福祉費	6,359,939	57,429	6,417,368	57,444			△15
1 社会福祉総務費	1,056,727	△10,582	1,046,145				△10,582
2 国民年金費	26,150	△371	25,779				△371
3 障がい者福祉費	2,088,177	77,049	2,165,226	57,165			19,884
4 老人福祉費	1,892,581	△21,781	1,870,800				△21,781
7 後期高齢者医療費	1,092,929	13,114	1,106,043	279			12,835

3 民 生 費 （ 1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△1,407	1 職員給与費 △5,617 2 国民健康保険特別会計繰出金 △4,965
3 職員手当等	△3,516	
4 共済費	△694	
27 繰出金	△4,965	
2 給料	△6	1 職員給与費 △371
3 職員手当等	△312	
4 共済費	△53	
12 委託料	2,475	1 障がい者介護給付事業 46,529 2 障がい者訓練等給付事業 △20,000 3 地域生活支援事業 2,475 4 障がい児通所給付事業 48,045
19 扶助費	74,574	
2 給料	△272	1 浜田地区広域行政組合負担金 △20,744 2 職員給与費 △1,037
3 職員手当等	△604	
4 共済費	△161	
18 負担金補助及び交付金	△20,744	
18 負担金補助及び交付金	12,938	1 後期高齢者医療制度事業 12,938 2 後期高齢者医療特別会計繰出金 176
27 繰出金	176	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,298,722	9,041	4,307,763	9,140			△99
1 児童福祉総務費	855,728	2,501	858,229	2,600			△99
2 児童措置費	3,420,598	6,540	3,427,138	6,540			

3 民 生 費 （ 2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△338	1 職員給与費 △99 2 妊婦特別支援給付金給付事業 2,600
3 職員手当等	△206	
4 共済費	445	
19 扶助費	2,600	
18 負担金補助及び交付金	6,540	1 新型コロナウイルス感染症対策事業（児童措置費・国補正分） 6,540

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	853,443	3,298	856,741				3,298
1 生活保護総務費	100,086	3,298	103,384				3,298

3 民 生 費 （ 3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	1,678	1 職員給与費 3,298
3 職員手当等	597	
4 共済費	1,023	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,297,468	△808	3,296,660			2,200	△3,008
1 保健衛生費	1,923,850	16,742	1,940,592			2,200	14,542
1 保健衛生総務費	510,666	15,394	526,060			1,200	14,194
7 休日診療所管理費	42,444	1,348	43,792			1,000	348

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	8,146	1 職員給与費 16,076
3 職員手当等	4,513	2 リハビリテーションカレッジ島根 支援事業 △682
4 共済費	3,417	
18 負担金補助及び交付金	△682	
1 報酬	348	1 休日診療所管理運営費 348
10 需用費	469	2 新型コロナウイルス感染症対策事 業（休日診療所管理費） 1,000
17 備品購入費	531	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,373,618	△17,550	1,356,068				△17,550
1 清掃総務費	81,231	△9,421	71,810				△9,421
2 塵芥処理費	1,137,796	△11,440	1,126,356				△11,440
3 し尿処理費	154,591	3,311	157,902				3,311

4 衛 生 費 (2 清 掃 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△4,427	1 職員給与費 △9,421
3 職員手当等	△3,403	
4 共済費	△1,591	
2 給料	△2,449	1 浜田地区広域行政組合負担金 2 職員給与費 △7,319 △4,121
3 職員手当等	△991	
4 共済費	△681	
18 負担金補助及び交付金	△7,319	
2 給料	2,454	1 職員給与費 3,311
3 職員手当等	445	
4 共済費	412	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,528,905	△3,870	2,525,035	△18,391	600	△8,000	21,921
1 農 業 費	1,537,099	13,149	1,550,248	△8,391		2,550	18,990
1 農業委員会費	40,882	1,471	42,353				1,471
2 農業総務費	231,572	8,384	239,956				8,384
3 農業振興費	581,458	△1,367	580,091	△9,666			8,299
5 土地改良事業費	208,556	3,825	212,381	1,275		2,550	
7 農業集落排水費	397,035	836	397,871				836

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2 給料	546	1 職員給与費 1,471
3 職員手当等	617	
4 共済費	308	
2 給料	2,596	1 職員給与費 8,384
3 職員手当等	3,972	
4 共済費	1,816	
7 報償費	△84	1 有害鳥獣捕獲事業 8,299 2 農林水産振興がんばる地域応援総合事業（農業） △9,666
8 旅費	△21	
10 需用費	△99	
18 負担金補助及び交付金	△1,163	
12 委託料	1,778	1 農業水路等長寿命化防災減災事業 3,825
14 工事請負費	2,047	
27 繰出金	836	1 農業集落排水事業特別会計繰出金 836

[illegible]

6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△3,578	1 豊かな森づくり推進事業 △3,578
2 給料	△661	1 職員給与費 △1,154 2 県事業負担金（林道） 608 3 林道小熊谷線改良事業 △20,550
3 職員手当等	△224	
4 共済費	△269	
10 需用費	△550	
12 委託料	△2,000	
14 工事請負費	△18,000	
18 負担金補助及び交付金	608	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	671,513	7,655	679,168				7,655
1 水産業総務費	63,670	47	63,717				47
2 水産業振興費	474,392	6,385	480,777				6,385
3 漁港管理費	100,620	1,223	101,843				1,223

6 農林水産業費（3 水産業費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	△127	1 職員給与費 47
4 共済費	174	
2 給料	4,829	1 職員給与費 9,235 2 B B大鍋フェスティバル助成事業 △2,850
3 職員手当等	2,901	
4 共済費	1,505	
18 負担金補助及び交付金	△2,850	
2 給料	301	1 職員給与費 1,223
3 職員手当等	665	
4 共済費	257	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,482,634	45,971	1,528,605	65,750	900	5,050	△25,729
1 商 工 費	1,482,634	45,971	1,528,605	65,750	900	5,050	△25,729
1 商工総務費	725,142	56,863	782,005	75,000			△18,137
2 商工業振興費	341,606	△6,810	334,796			△4,200	△2,610
3 観 光 費	402,001	△2,759	399,242	△9,250	900	9,250	△3,659
5 企業誘致対策費	3,319	△1,323	1,996				△1,323

7 商 工 費 （ 1 商 工 費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△3,909	1 職員給与費 △15,137 2 みすみフェスティバル開催事業 △3,000 3 新型コロナウイルス感染症関連経 営支援事業（商工総務費・国補正 分） 75,000
3 職員手当等	△7,953	
4 共済費	△3,275	
18 負担金補助及び交付金	72,000	
18 負担金補助及び交付金	△6,810	1 商工業振興事務費 △2,610 2 石州半紙後継者育成支援事業 △1,200 3 石州半紙等原材料確保対策事業 △3,000
12 委託料	△392	1 観光振興事業 △3,669 2 美又温泉国民保養センター改修事 業 910
14 工事請負費	910	
18 負担金補助及び交付金	△3,277	
8 旅費	△852	1 浜田市人会事業 △1,323
11 役務費	△69	
13 使用料及び賃借料	△2	
18 負担金補助及び交付金	△400	

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	930	1 職員給与費 2 地籍調査事業
2 給料	△6,706	
3 職員手当等	△6,653	
4 共済費	△2,646	
7 報償費	△60	
8 旅費	△518	
10 需用費	△302	
12 委託料	△22,600	
21 補償補填及び賠償金	△50	
26 公課費	△8	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1, 277, 739	4, 768	1, 282, 507	△1, 395	△1, 600		7, 763
3 道路新設改良費	812, 830	△203, 249	609, 581	△115, 795	△92, 400		4, 946
4 交通安全対策事業費	118, 374	208, 017	326, 391	114, 400	90, 800		2, 817

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△1,859	1 職員給与費 5,625 2 浜田駅周辺整備事業 △206,000 3 今福有福線道路改良事業 △2,874
2 給料	2,853	
3 職員手当等	1,803	
4 共済費	570	
8 旅費	△104	
10 需用費	△3,257	
12 委託料	△200,000	
14 工事請負費	△2,790	
18 負担金補助及び交付金	△465	
1 報酬	635	1 職員給与費 2,017 2 歩道整備事業 206,000
2 給料	779	
3 職員手当等	897	
4 共済費	455	
8 旅費	44	
10 需用費	5,207	
14 工事請負費	200,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	710,325	△46,744	663,581	△3,000	△3,100		△40,644
1 都市計画総務費	142,481	△1,683	140,798				△1,683
3 公 園 費	111,017	△6,242	104,775	△3,000	△3,100		△142
4 公共下水道費	456,627	△38,819	417,808				△38,819

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△442	1 職員給与費 △1,683
3 職員手当等	△1,053	
4 共済費	△188	
2 給料	204	1 職員給与費 △62 2 公園施設長寿命化対策支援事業 △6,180
3 職員手当等	△253	
4 共済費	△13	
10 需用費	△78	
13 使用料及び賃借料	△102	
14 工事請負費	△6,000	
27 繰出金	△38,819	1 公共下水道事業会計繰出金 △38,819

[illegible]

8 土 木 費 (6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△258	1 職員給与費 △605
3 職員手当等	△302	
4 共済費	△45	

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△4,079	1 職員給与費 △26,942
3 職員手当等	△17,155	
4 共済費	△5,708	

[illegible]

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 給料	△5,824	1 教育長給与費 4 2 職員給与費 △13,353
3 職員手当等	△5,960	
4 共済費	△1,565	

[illegible]

10 教 育 費 （ 4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△1,824	1 職員給与費 △5,263 2 新型コロナウイルス感染症対策事業（幼稚園費・国補正分） 1,500
3 職員手当等	△2,155	
4 共済費	△1,284	
10 需用費	600	
17 備品購入費	900	

10 教 育 費 （ 5 社会教育費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△3,405	1 職員給与費 △9,474
3 職員手当等	△4,222	
4 共済費	△1,847	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	(人) 7	(千円) 22,739	(千円) 26,400	(千円) 8,097 3.20月分	(千円)	(千円)	(千円) 7,256	(千円) 64,492	(千円) 10,042	(千円) 74,534	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	104,700		32,108 3.20月分				136,808	35,684	172,492	
	そ の 他	2,025	86,230					11,481	97,711		97,711	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,056	213,669	26,400	40,205			18,737	299,011	45,726	344,737	
補 正 前	長 等	7	22,974	26,400	8,223 3.25月分			7,205	64,802	10,261	75,063	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	104,700		32,610 3.25月分				137,310	35,684	172,994	
	そ の 他	2,025	86,230					11,481	97,711		97,711	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,056	213,904	26,400	40,833			18,686	299,823	45,945	345,768	
比 較	長 等		△ 235		△ 126			51	△ 310	△ 219	△ 529	
	議 員				△ 502				△ 502		△ 502	
	そ の 他											
	計		△ 235		△ 628			51	△ 812	△ 219	△ 1,031	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(763) 579 人	841,941 千円	2,300,217 千円	1,835,836 千円	4,977,994 千円
補 正 前	(752) 580	835,529	2,325,902	1,847,572	5,009,003
比 較	(11) △1	6,412	△25,685	△11,736	△31,009
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	902,895 千円	5,880,889 千円			
補 正 前	908,601	5,917,604			
比 較	△5,706	△36,715			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(30) 576 人	千円	2,293,355 千円	1,738,761 千円	4,032,116 千円
補 正 前	(33) 578		2,321,054	1,751,178	4,072,232
比 較	(△3) △2		△27,699	△12,417	△40,116
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	776,123 千円	4,808,239 千円			
補 正 前	783,995	4,856,227			
比 較	△7,872	△47,988			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(733) 3 人	841,941 千円	6,862 千円	97,075 千円	945,878 千円
補 正 前	(719) 2	835,529	4,848	96,394	936,771
比 較	(14) 1	6,412	2,014	681	9,107
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	126,772 千円	1,072,650 千円			
補 正 前	124,606	1,061,377			
比 較	2,166	11,273			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,198 千円	千円	83,319 千円	739 千円	34,097 千円
	補正前	43,699		90,484	739	40,958
	比 較	1,499		△7,165		△6,861
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	42,256 千円	456 千円	4,044 千円	142,410 千円	15,912 千円
	補正前	46,253	912	3,704	155,515	16,603
	比 較	△3,997	△456	340	△13,105	△691
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 千円	1,115 千円	620,627 千円	384,050 千円	千円
	補正前	45	1,576	638,575	395,836	
	比 較		△461	△17,948	△11,786	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	381,644 千円	千円	79,924 千円		
	補正前	381,383		31,290		
	比 較	261		48,634		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△25,685 千円	1 給与改定に伴う増減額 千円		
		2 普通昇給に伴う増減額 △928 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.61% 昇給数 職員数 1号給 4人 2号給 5人 3号給 26人 4号給 478人
		3 その他の増減分 △24,757 千円	退職に伴う減額 △17,056 千円 新規採用に伴う増額 10,604 千円 他会計との異動等による増減額 977 千円 昇格等による増減額 201 千円 その他による増減等 △19,483 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現に在職する職員数 その他 計 補正後 579人 579人 補正前 580人 580人 増 減 △1人 △1人

職員手当	△11,736 千円		管 理 職 当 手 初 任 給 調 整 手 当 扶 養 手 当 地 域 手 当 住 居 手 当 通 勤 手 当 単 身 赴 任 手 当 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 夜 間 勤 務 手 当 宿 日 直 手 当 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 災 害 派 遣 手 当 退 職 手 当 組 合 負 担 金 退 職 手 当 組 合 加 入 特 別 負 担 金 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金	1,499 △7,165 △6,861 △3,997 △456 340 △13,105 △691 △461 △17,948 △11,786 261 48,634	人事異動に伴う増 実績見込等による減 実績見込等による減 実績見込等による減 人事異動に伴う減 実績見込による増 実績見込等による減 実績見込等による減 実績見込等による減 支給割合変更等に伴う減 実績見込等による減 実績見込等による増 勸奨退職等による増
------	------------	--	---	--	--

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	323,750	368,641
	平均給与月額 (円)	368,188	384,437
	平均年齢 (歳)	43.06	55.02
令和元年10月1日現在	平均給料月額 (円)	327,439	367,552
	平均給与月額 (円)	376,475	391,802
	平均年齢 (歳)	44.04	55.00

イ 初 任 給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和2年10月1日現在	7級	13	3.6			
	6級	53	14.6			
	5級	23	6.3			
	4級	(6) 150	41.3	4級	17	100.0
	3級	(16) 65	17.9	3級	(4)	
	2級	27	7.5	2級		
	1級	32	8.8	1級		
	計	(22) 363	100.0	計	(4) 17	100.0
令和元年10月1日現在	7級	13	3.5			
	6級	51	13.6			
	5級	42	11.2			
	4級	(3) 138	36.8	4級	23	100.0
	3級	(12) 77	20.5	3級	(2)	
	2級	29	7.7	2級		
	1級	25	6.7	1級		
	計	(15) 375	100.0	計	(2) 23	100.0

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長・支所長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級	2 級	1 級	
	主任主事・主任技師	主事・技師	主事・技師	
技能労務職	4 級	3 級	2 級	1 級
	班長・主任用務員・主任乗務員	主任用務員・主任乗務員	用務員・乗務員	用務員・乗務員

エ 昇給

			合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職
補正後	職 員 数 (A) (人)		576	363	17	196
	昇給に係る職員数 (B) (人)		513	328	10	175
	号給数別内訳	1号給 (人)	4	2		2
		2号給 (人)	5	2		3
		3号給 (人)	26	18		8
		4号給 (人)	478	306	10	162
	比 率 (B/A) (%)		89.1	90.4	58.8	89.3
補正前	職 員 数 (A) (人)		578	363	18	197
	昇給に係る職員数 (B) (人)		515	328	13	174
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	2		1
		2号給 (人)	8	1	3	4
		3号給 (人)	26	19		7
		4号給 (人)	478	306	10	162
	比 率 (B/A) (%)		89.1	90.4	72.2	88.3

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250 (1.175)	2.200 (1.175)	4.450 (2.350)	制度あり	
補正前	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	制度あり	
国の制度	2.250 (1.175)	2.200 (1.175)	4.450 (2.350)	制度あり	

注 () は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域	5級地			
支 給 率 (%)	10			
支給対象職員数	1			
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	10			

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	0.181	0.042	0.502	0.411
支給対象職員の比率 (%)	30.035	5.785	47.059	73.469
代表的な特殊勤務手当の名称	強制執行手当、犬・猫等死体処理手当、危険物取扱手当、消防出動手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
〔 既決分 〕	千円 5,598,745		千円 809,827	千円 1,116,226		千円 3,672,692	千円 1,527,819	千円 2,144,873
雇 用 促 進 住 宅 管 理 運 営 費 (住 宅 管 理 委 託 料)	26,640	令和3年度から			令和3年度まで	26,640	26,640	
計	5,625,385		809,827	1,116,226		3,699,332	1,554,459	2,144,873

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 2,031,732	千円 112,700	千円 210,222	千円 1,934,210
	補 正 額		100		100
	補 正 後 の 額	2,031,732	112,800	210,222	1,934,310
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,929,818	1,059,100	1,790,274	17,198,644
	補 正 額		△ 2,500		△ 2,500
	補 正 後 の 額	17,929,818	1,056,600	1,790,274	17,196,144
辺 地 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	518,559	32,300	106,508	444,351
	補 正 額		△ 12,200		△ 12,200
	補 正 後 の 額	518,559	20,100	106,508	432,151
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,475,537	1,342,400	1,929,052	14,888,885
	補 正 額		900		900
	補 正 後 の 額	15,475,537	1,343,300	1,929,052	14,889,785
計	補 正 前 の 額	52,195,730	3,285,602	5,224,526	50,256,806
	補 正 額		△ 13,700		△ 13,700
	補 正 後 の 額	52,195,730	3,271,902	5,224,526	50,243,106

令和 2 年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 2 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45,561 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,545,237 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,257 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 259,664 千円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		885,079	△16,423	868,656
	1 国民健康保険料	885,079	△16,423	868,656
4 国庫支出金		4,444	9,852	14,296
	1 国庫補助金	4,444	9,852	14,296
5 県支出金		4,934,450	9,433	4,943,883
	1 県補助金	4,934,450	9,433	4,943,883
7 繰入金		669,017	△4,965	664,052
	1 他会計繰入金	659,017	△4,965	654,052
8 繰越金		1	38,324	38,325
	1 繰越金	1	38,324	38,325
9 諸収入		5,007	9,340	14,347
	3 雑入	2,003	9,340	11,343
歳入合計		6,499,676	45,561	6,545,237

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		272,080	△ 8,222	263,858
	1 総 務 管 理 費	265,808	△ 8,222	257,586
3 国 保 事 業 費 納 付 金		1,412,809	0	1,412,809
	1 医 療 給 付 費	1,058,063	0	1,058,063
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金	275,758	0	275,758
	3 介 護 納 付 金	78,988	0	78,988
6 基 金 積 立 金		777	31,489	32,266
	1 基 金 積 立 金	777	31,489	32,266
8 諸 支 出 金		95,267	22,294	117,561
	1 償還金及び還付加算金	4,153	19,037	23,190
	3 繰 出 金	91,064	3,257	94,321
歳 出 合 計		6,499,676	45,561	6,545,237

表 歳入歳出予算補正（直営診療施設勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		91,064	3,257	94,321
	1 事業勘定繰入金	91,064	3,257	94,321
5 諸 収 入		6,064	4,000	10,064
	1 雑 入	6,064	4,000	10,064
歳 入 合 計		252,407	7,257	259,664

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		191,705	3,257	194,962
	1 施 設 管 理 費	191,705	3,257	194,962
2 医 業 費		56,642	4,000	60,642
	1 医 業 費	56,642	4,000	60,642
歳 出 合 計		252,407	7,257	259,664

歳入歳出補正予算事項別明細書 (事業勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	885,079	△16,423	868,656
4 国庫支出金	4,444	9,852	14,296
5 県支出金	4,934,450	9,433	4,943,883
7 繰入金	669,017	△4,965	664,052
8 繰越金	1	38,324	38,325
9 諸収入	5,007	9,340	14,347
歳入合計	6,499,676	45,561	6,545,237

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	272,080	△8,222	263,858			△8,222	
3国保事業費納付金	1,412,809	0	1,412,809	16,423			△16,423
6基 金 積 立 金	777	31,489	32,266				31,489
8諸 支 出 金	95,267	22,294	117,561	2,862		12,597	6,835
歳 出 合 計	6,499,676	45,561	6,545,237	19,285	0	4,375	21,901

2 歳 入

1 国民健康保険料 (1 国民健康保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	885, 079	△16, 423	868, 656
1 国民健康保険料	885, 079	△16, 423	868, 656
1 一般被保険者国民健康保険料	884, 925	△16, 423	868, 502
4 国庫支出金	4, 444	9, 852	14, 296
1 国庫補助金	4, 444	9, 852	14, 296
2 災害臨時特例補助金	0	9, 852	9, 852
5 県支出金	4, 934, 450	9, 433	4, 943, 883
1 県補助金	4, 934, 450	9, 433	4, 943, 883
1 保険給付費等交付金	4, 934, 450	9, 433	4, 943, 883
7 繰 入 金	669, 017	△4, 965	664, 052
1 他会計繰入金	659, 017	△4, 965	654, 052
1 一般会計繰入金	659, 017	△4, 965	654, 052
8 繰 越 金	1	38, 324	38, 325
1 繰 越 金	1	38, 324	38, 325
1 その他繰越金	1	38, 324	38, 325
9 諸 収 入	5, 007	9, 340	14, 347
3 雑 入	2, 003	9, 340	11, 343
4 雑 入	1	9, 340	9, 341

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医 療 給 付 費 分 現 年 分	△10,956	医療給付費分現年分 △10,956
2 後 期 高 齢 者 支 援 金 分 現 年 分	△3,646	後期高齢者支援金分現年分 △3,646
3 介 護 納 付 金 分 現 年 分	△1,821	介護納付金分現年分 △1,821
1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	9,852	災害臨時特例補助金 9,852
2 特 別 交 付 金	9,433	保険給付費等交付金（特別交付金） 9,433
3 職 員 給 与 費 等 繰 入 金	△8,222	職員給与費等繰入金 △8,222
6 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	3,257	直診施設運営補助繰入金 3,257
1 そ の 他 繰 越 金	38,324	その他繰越金 38,324
1 雑 入	9,340	診療報酬返還金 9,340

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳 入 合 計	6,499,676	45,561	6,545,237

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

[illegible]

1 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△3,006	1 職員給与費 △8,222
3 職員手当等	△4,070	
4 共済費	△1,146	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国保事業費納付金	1,412,809	0	1,412,809	16,423			△16,423
1 医療給付費	1,058,063	0	1,058,063	10,956			△10,956
1 一般被保険者 医療給付費分 事業費納付金	1,057,971	0	1,057,971	10,956			△10,956

3 国保事業費納付金 (1 医療給付費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者支援金	275,758	0	275,758	3,646			△3,646
1 一般被保険者 後期高齢者支援金分事業費 納付金	275,727	0	275,727	3,646			△3,646

3 国保事業費納付金 (2 後期高齢者支援金)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	

[illegible]

3 国保事業費納付金 (3 介護納付金)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 基金積立金	777	31,489	32,266				31,489
1 基金積立金	777	31,489	32,266				31,489
1 財政調整基金 積立金	777	31,489	32,266				31,489

6 基金積立金 (1 基金積立金)

(単位：千円)

節		明 説
分 区	額 金	
24 積立金	31,489	1 財政調整基金積立金 31,489

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	95,267	22,294	117,561	2,862		12,597	6,835
1 償還金及び還付加算金	4,153	19,037	23,190	2,862		9,340	6,835
1 一般被保険者保険料還付金	4,000	2,862	6,862	2,862			
3 償 還 金	1	16,175	16,176			9,340	6,835

8 諸支出金 (1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	2, 862	1 一般被保険者保険料還付金 2, 862
22 償還金利子及び割引料	16, 175	1 償 還 金 16, 175

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 繰 出 金	91,064	3,257	94,321			3,257	
1 直営診療施設 勘定繰出金	91,064	3,257	94,321			3,257	

8 諸支出金 (3 繰 出 金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	3,257	1 直営診療施設勘定繰出金 3,257

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(4) 14 人	7,088 千円	52,286 千円	34,765 千円	94,139 千円
補 正 前	(4) 14	7,088	55,292	38,835	101,215
比 較			△3,006	△4,070	△7,076
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	17,851 千円	111,990 千円			
補 正 前	18,997	120,212			
比 較	△1,146	△8,222			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	14 人	千円	52,286 千円	33,766 千円	86,052 千円
補 正 前	14		55,292	37,836	93,128
比 較			△3,006	△4,070	△7,076
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	16,510 千円	102,562 千円			
補 正 前	17,656	110,784			
比 較	△1,146	△8,222			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(4) 人	7,088 千円	千円	999 千円	8,087 千円
補 正 前	(4)	7,088		999	8,087
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	1,341 千円	9,428 千円			
補 正 前	1,341	9,428			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	1,148 ^{千円}	^{千円}	600 ^{千円}	^{千円}	243 ^{千円}
	補正前	1,148		1,098		
	比 較			△498		243
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	586 ^{千円}	^{千円}	5 ^{千円}	1,708 ^{千円}	^{千円}
	補正前	698		5	2,942	
	比 較	△112			△1,234	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当
	補正後	^{千円}	^{千円}	12,707 ^{千円}	8,582 ^{千円}	^{千円}
	補正前			14,025	9,519	
	比 較			△1,318	△937	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	9,186 ^{千円}	^{千円}	^{千円}		
	補正前	9,400				
	比 較	△214				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△3,006 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額 ^{千円}		
		2 普通昇給に伴う 増減額 ^{千円} △52	普通昇給分	平均昇給率 1.61% 昇給数 職員数 1号給 2号給 1人 3号給 1人 4号給 12人
		3 その他の増減分 ^{千円} △2,954	退職に伴う減額 ^{千円} 新規採用に伴う増額 ^{千円} 他会計との異動等による増減額 ^{千円} △1,208 昇格等による増減額 ^{千円} その他による増減等 ^{千円} △1,746 給料額の削減による減額 ^{千円}	職員数の異動状況 現に在職する職員数 計 本年度 14人 14人 前年度 14人 14人 増 減

職員手当	△4,070 千円		管 理 職 手 当 初 任 給 調 整 扶 養 手 当 地 域 手 当 住 居 手 当 通 勤 手 当 単 身 赴 任 手 当 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 夜 間 勤 務 手 当 宿 日 直 手 当 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 退 職 手 当 退 職 手 当 組 合 負 担 金 退 職 手 当 組 合 加 入 特 別 負 担 金 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金	千円	
					人事異動等に伴う減 実績見込等による増 人事異動等に伴う減 実績見込等による減 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	325,029	
	平均給与月額 (円)	343,736	
	平 均 年 齢 (歳)	44.00	
令和元年10月1日現在	平均給料月額 (円)	321,850	
	平均給与月額 (円)	343,763	
	平 均 年 齢 (歳)	44.01	

イ 初 任 給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和2年10月1日現在	7級					
	6級	2	14.3			
	5級	1	7.1			
	4級	5	35.7	4級		
	3級	5	35.7	3級		
	2級			2級		
	1級	1	7.2	1級		
	計	14	100.0	計		
令和元年10月1日現在	7級					
	6級	2	14.3			
	5級	1	7.1			
	4級	4	28.6	4級		
	3級	6	42.9	3級		
	2級			2級		
	1級	1	7.1	1級		
	計	14	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級 主任主事・主任技師	2 級 主事・技師	1 級 主事・技師	
技能労務職	4 級 班長・主任用務員・主任乗務員	3 級 主任用務員・主任乗務員	2 級 用務員・乗務員	1 級 用務員・乗務員

エ 昇給

			合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職
補正後	職 員 数 (A) (人)		14	14		
	昇給に係る職員数 (B) (人)		14	14		
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)	1	1		
		3号給 (人)	1	1		
		4号給 (人)	12	12		
	比 率 (B/A) (%)		100.0	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)		14	14		
	昇給に係る職員数 (B) (人)		12	12		
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	12	12		
	比 率 (B/A) (%)		85.7	85.7		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.200	4.450	制度あり	
補正前	2.250	2.250	4.500	制度あり	
国の制度	2.250	2.200	4.450	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域				
支 給 率 (%)				
支給対象職員数				
国の指定基準に 基づく支給率 (%)				

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	0.009	0.009		
支給対象職員の比率 (%)	7.143	7.143		
代表的な特殊勤務手当の名称	強制執行手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

1 総括

(単位：千円)

歲入合計	252,407	7,257	259,664
------	---------	-------	---------

(歳 出)

(単位：千円)

[illegible]

4 繰入金 (1 事業勘定繰入金)

34

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事業勘定繰入金	3,257	運営補助金 3,257
1 雑入	4,000	感染拡大防止等支援事業費 4,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	191,705	3,257	194,962			3,257	
1 施設管理費	191,705	3,257	194,962			3,257	
1 一般管理費	191,705	3,257	194,962			3,257	

1 総務費（1 施設管理費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
1 報酬	464	1 職員給与費 2,793 2 会計年度任用職員報酬等 464
2 給料	2,318	
3 職員手当等	778	
4 共済費	△303	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医 業 費	56,642	4,000	60,642			4,000	
1 医 業 費	56,642	4,000	60,642			4,000	
1 医薬品衛生材料費	47,979	4,000	51,979			4,000	

2 医 業 費 (1 医 業 費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
10 需用費	975	1 新型コロナウイルス感染症対策事業 4,000
17 備品購入費	3,025	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(19) 8 人	29,844 千円	44,074 千円	66,620 千円	140,538 千円
補 正 前	(18) 8	29,380	41,756	65,842	136,978
比 較	(1)	464	2,318	778	3,560
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	22,797 千円	163,335 千円			
補 正 前	23,100	160,078			
比 較	△303	3,257			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(3) 8 人	千円	44,074 千円	62,833 千円	106,907 千円
補 正 前	(2) 8		41,756	62,055	103,811
比 較	(1)		2,318	778	3,096
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	17,897 千円	124,804 千円			
補 正 前	18,200	122,011			
比 較	△303	2,793			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(16) 人	29,844 千円	千円	3,787 千円	33,631 千円
補 正 前	(16)	29,380		3,787	33,167
比 較		464			464
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,900 千円	38,531 千円			
補 正 前	4,900	38,067			
比 較		464			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	2,746 千円	18,792 千円	1,536 千円	4,394 千円	762 千円
	補正前	2,746	18,792	1,374	4,413	924
	比 較			162	△19	△162
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,387 千円	千円	7,300 千円	1,025 千円	千円
	補正前	1,176		6,600	1,303	
	比 較	211		700	△278	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当
	補正後	126 千円	54 千円	14,769 千円	8,072 千円	千円
	補正前	189	54	14,633	7,882	
	比 較	△63		136	190	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	5,657 千円	千円	千円		
	補正前	5,756				
	比 較	△99				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	2,318 千円	1 給与改定に伴う 増減額 千円		
		2 普通昇給に伴う 増減額 △132 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.61% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 1人 4号給 5人
		3 その他の増減分 2,450 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 2,450 千円 昇格等による増減額 千円 その他による増減等 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現に在職する職員数 その他 計 補正後 8人 8人 補正前 8人 8人 増 減

職員手当	778 千円		管 理 職 手 当	千円	
			初 任 給 調 整		
			扶養手当	162	実績見込等による増
			地域手当	△19	実績見込等による減
			住居手当	△162	実績見込等による減
			通勤手当	211	人事異動等に伴う増
			単身赴任 手 当		
			特殊勤務 手 当	700	実績見込による増
			時 間 外 勤 務 手 当	△278	実績見込等による減
			夜 間 勤 務 手 当		
			宿 日 直 手 当	△63	実績見込等による減
			管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当		
			期末手当	136	人事異動等に伴う増
			勤勉手当	190	人事異動等に伴う増
			退職手当		
			退職手当 組 合 負 担 金	△99	実績見込等による減
			退職手当 組 合 加 入 特 別 負 担 金		
			退職手当 組 合 特 別 負 担 金		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	医 療 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	359,200	469,300
	平均給与月額 (円)	405,473	1,115,231
	平 均 年 齢 (歳)	45.09	45.09
令和元年10月1日現在	平均給料月額 (円)	354,600	499,267
	平均給与月額 (円)	446,351	1,167,685
	平 均 年 齢 (歳)	44.09	49.03

イ 初 任 給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	医 療 職	区 分	一般行政職	医 療 職
高 校 卒	150,600 円		高 校 卒	150,600 円	
大 学 卒	171,700 円	274,500 円	大 学 卒	182,200 円	249,800 円

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医 療 職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和2年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	1	100.0	4級		
	3級 (1)			3級 (2)	3	100.0
	2級			2級		
	1級			1級		
	計 (1)	1	100.0	計 (2)	3	100.0
令和元年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	1	100.0	4級		
	3級			3級	3	100.0
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	1	100.0	計	3	100.0

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任看護師
	3 級 主任主事・主任看護師	2 級 主事・看護師	1 級 主事・看護師	
医 療 職	4 級	3 級	2 級	1 級
	部長	所長	医師	医師

エ 昇給

			合 計	一般行政職	医 療 職	その他の職
補正後	職 員 数 (A) (人)		8	1	3	4
	昇給に係る職員数 (B) (人)		6	1	1	4
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1			1
		4号給 (人)	5	1	1	3
	比 率 (B/A) (%)		75.0	100.0	33.3	100.0
補正前	職 員 数 (A) (人)		8	1	3	4
	昇給に係る職員数 (B) (人)		6	1	1	4
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1			1
		4号給 (人)	5	1	1	3
	比 率 (B/A) (%)		75.0	100.0	33.3	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250 (1.175)	2.200 (1.175)	4.450 (2.350)	制度あり	
補正前	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	制度あり	
国の制度	2.250 (1.175)	2.200 (1.175)	4.450 (2.350)	制度あり	

注 () は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域	医 療 職			
支 給 率 (%)	16			
支給対象職員数	3			
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	16			

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	医 療 職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	15.746	1.570	29.573	2.616
支給対象職員の比率 (%)	100.000	100.000	100.000	100.000
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業等従事手当、医師手当、放射線取扱手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

令和 2 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 2 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,236 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 710,218 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		397,035	836	397,871
	1 一 般 会 計 繰 入 金	397,035	836	397,871
7 市 債		182,900	400	183,300
	1 市 債	182,900	400	183,300
歳 入 合 計		708,982	1,236	710,218

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 集 落 排 水 費		244,578	1,236	245,814
	1 総 務 管 理 費	234,578	1,236	235,814
2 公 債 費		464,404	0	464,404
	1 公 債 費	464,404	0	464,404
歳 出 合 計		708,982	1,236	710,218

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
01 農業集落排水費	01 総務管理費	下水道管支障移転経費	千円 9,100

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
農業集落排水事業	千円 182,900	千円 183,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	397,035	836	397,871
7 市債	182,900	400	183,300
歳入合計	708,982	1,236	710,218

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1農業集落排水費	244,578	1,236	245,814			1,236	
2公 債 費	464,404	0	464,404		400	△400	
歳 出 合 計	708,982	1,236	710,218	0	400	836	0

4 繰入金 (1 一般会計繰入金)

7

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	一 般 会 計 繰 入 金	836	一般会計繰入金836
1	農 業 集 落 排 水 事 業 債	400	資本費平準化債400

3 歳 出

[illegible]

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 給料	70	1 職員給与費 1,236
3 職員手当等	862	
4 共済費	304	

2 公 債 費 （ 1 公 債 費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	14,549 千円	10,588 千円	25,137 千円
補 正 前	4		14,479	9,726	24,205
比 較			70	862	932
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,904 千円	30,041 千円			
補 正 前	4,600	28,805			
比 較	304	1,236			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	14,549 千円	10,588 千円	25,137 千円
補 正 前	4		14,479	9,726	24,205
比 較			70	862	932
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,904 千円	30,041 千円			
補 正 前	4,600	28,805			
比 較	304	1,236			

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	人	千円	千円	千円	千円
補 正 前					
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	千円	千円			
補 正 前					
比 較					

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	千円	千円	378 千円	千円	648 千円
	補正前			300		576
	比 較			78		72
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	219 千円	千円	千円	1,065 千円	千円
	補正前	219			341	
	比 較				724	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当
	補正後	千円	千円	3,337 千円	2,467 千円	千円
	補正前			3,367	2,461	
	比 較			△30	6	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	2,474 千円	千円	千円		
	補正前	2,462				
	比 較	12				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	70 千円	1 給与改定に伴う 増減額 千円		
		2 普通昇給に伴う 増減額 △5 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.61% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 4号給 4人
		3 その他の増減分 75 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 75 千円 昇格等による増減額 千円 その他による増減等 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現に在職する職員数 その他 計 本年度 4人 4人 前年度 4人 4人 増 減

職員手当	862 千円		管 理 職 手 当 初 任 給 調 整 扶 養 手 当 地 域 手 当 住 居 手 当 通 勤 手 当 単 身 赴 任 手 当 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 夜 間 勤 務 手 当 宿 日 直 手 当 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 退 職 手 当 退 職 手 当 組 合 負 担 金 退 職 手 当 組 合 加 入 特 別 負 担 金 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金	千円	
				78	人事異動に伴う増
				72	人事異動に伴う増
				724	実績見込等による増
				△30 6	支給割合変更に伴う減 人事異動等に伴う増
				12	人事異動に伴う増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	301,750	
	平均給与月額 (円)	336,886	
	平 均 年 齢 (歳)	42.02	
令和元年10月1日現在	平均給料月額 (円)	290,750	
	平均給与月額 (円)	313,753	
	平 均 年 齢 (歳)	39.02	

イ 初 任 給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和2年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	2	50.0	4級		
	3級	1	25.0	3級		
	2級			2級		
	1級	1	25.0	1級		
	計	4	100.0	計		
令和元年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	2	50.0	4級		
	3級	1	25.0	3級		
	2級			2級		
	1級	1	25.0	1級		
	計	4	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級 主任主事・主任技師	2 級 主事・技師	1 級 主事・技師	
技能労務職	4 級 班長・主任用務員・主任乗務員	3 級 主任用務員・主任乗務員	2 級 用務員・乗務員	1 級 用務員・乗務員

エ 昇給

			合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職
補正後	職 員 数 (A) (人)		4	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)		4	4		
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	4	4		
	比 率 (B/A) (%)		100.0	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)		4	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)		4	4		
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	4	4		
	比 率 (B/A) (%)		100.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.200	4.450	制度あり	
補正前	2.250	2.250	4.500	制度あり	
国の制度	2.250	2.200	4.450	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域				
支 給 率 (%)				
支給対象職員数				
国の指定基準に 基づく支給率 (%)				

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 3,485,726	千円 168,200	千円 325,441	千円 3,328,485
	補 正 額		400		400
	補 正 後 の 額	3,485,726	168,600	325,441	3,328,885
計	補 正 前 の 額	3,679,841	182,900	412,039	3,450,702
	補 正 額		400		400
	補 正 後 の 額	3,679,841	183,300	412,039	3,451,102

令和 2 年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 2 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 176 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 943,094 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		267,337	176	267,513
	1 一 般 会 計 繰 入 金	267,337	176	267,513
歳 入 合 計		942,918	176	943,094

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		35,317	176	35,493
	1 総 務 管 理 費	34,151	176	34,327
歳 出 合 計		942,918	176	943,094

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	267,337	176	267,513
歳入合計	942,918	176	943,094

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	35,317	176	35,493			176	
歳出合計	942,918	176	943,094	0	0	176	0

2 歳 入

3 繰入金 (1 一般会計繰入金)

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職 員 給 与 費 繰 入 金	△1,551	職員給与費繰入金 △1,551
2 事 務 費 繰 入 金	1,727	事務費繰入金 1,727

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	35,317	176	35,493			176	
1 総務管理費	34,151	176	34,327			176	
1 一般管理費	34,151	176	34,327			176	

1 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△258	1 職員給与費 △1,551 2 後期高齢者医療事務費 1,727
3 職員手当等	△997	
4 共済費	△296	
12 委託料	1,727	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	13,989 千円	9,102 千円	23,091 千円
補 正 前	4		14,247	10,099	24,346
比 較			△258	△997	△1,255
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,632 千円	27,723 千円			
補 正 前	4,928	29,274			
比 較	△296	△1,551			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	13,989 千円	9,102 千円	23,091 千円
補 正 前	4		14,247	10,099	24,346
比 較			△258	△997	△1,255
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,632 千円	27,723 千円			
補 正 前	4,928	29,274			
比 較	△296	△1,551			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	人	千円	千円	千円	千円
補 正 前					
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	千円	千円			
補 正 前					
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	千円	千円	千円	千円	324 千円
	補正前					324
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	101 千円	千円	千円	788 千円	千円
	補正前	194			1,515	
	比 較	△93			△727	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当
	補正後	千円	千円	3,146 千円	2,365 千円	千円
	補正前			3,261	2,383	
	比 較			△115	△18	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	2,378 千円	千円	千円		
	補正前	2,422				
	比 較	△44				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△258 千円	1 給与改定に伴う 増減額 千円		
		2 普通昇給に伴う 増減額 1 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.61% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 4号給 4人
		3 その他の増減分 △259 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 △259 千円 昇格等による増減額 千円 その他による増減等 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現に在職する職員数 その他 計 本年度 4人 4人 前年度 4人 4人 増 減

職員手当	△997 千円		管 理 職 手 当 初 任 給 調 整 扶 養 手 当 地 域 手 当 住 居 手 当 通 勤 手 当 単 身 赴 任 手 当 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 夜 間 勤 務 手 当 宿 日 直 手 当 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 退 職 手 当 退 職 手 当 組 合 負 担 金 退 職 手 当 組 合 加 入 特 別 負 担 金 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金	千円 △93 △727 △115 △18 △44	人事異動に伴う減 実績見込等による減 支給割合変更等に伴う減 人事異動に伴う減 人事異動に伴う減
------	---------	--	--	---	--

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	289,425	
	平均給与月額 (円)	301,420	
	平 均 年 齢 (歳)	37.11	
令和元年10月1日現在	平均給料月額 (円)	279,000	
	平均給与月額 (円)	310,283	
	平 均 年 齢 (歳)	37.09	

イ 初 任 給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和2年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	1	25.0	4級		
	3級	3	75.0	3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	4	100.0	計		
令和元年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	1	25.0	4級		
	3級	2	50.0	3級		
	2級	1	25.0	2級		
	1級			1級		
	計	4	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級 主任主事・主任技師	2 級 主事・技師	1 級 主事・技師	
技能労務職	4 級 班長・主任用務員・主任乗務員	3 級 主任用務員・主任乗務員	2 級 用務員・乗務員	1 級 用務員・乗務員

エ 昇給

			合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職
補正後	職 員 数 (A) (人)		4	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)		4	4		
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	4	4		
	比 率 (B/A) (%)		100.0	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)		4	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)		4	4		
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	4	4		
	比 率 (B/A) (%)		100.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.200	4.450	制度あり	
補正前	2.250	2.250	4.500	制度あり	
国の制度	2.250	2.200	4.450	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域				
支 給 率 (%)				
支給対象職員数				
国の指定基準に 基づく支給率 (%)				

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶養手当	同 じ	
住居手当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通勤手当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単身赴任手当	同 じ	

令和2年度

浜田市水道事業会計補正予算
(第1号)

目 次

令和2年度 浜田市水道事業会計補正予算（第1号）	1
--------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和2年度 浜田市水道事業会計予算実施計画	3
補正予算給与費明細書	5
令和2年度 浜田市水道事業予定貸借対照表	10
令和2年度 浜田市水道事業予定損益計算書	12
令和2年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	13
令和2年度 個別注記	14

その他の書類

令和2年度 収益的収入及び支出明細書	16
令和2年度 資本的収入及び支出明細書	16

令和2年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度浜田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 収 益	2, 100, 730	2, 139	2, 102, 869
第3項	特 別 利 益	2, 001	2, 139	4, 140

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 費 用	2, 003, 690	35, 931	2, 039, 621
第1項	営 業 費 用	1, 744, 379	△ 465	1, 743, 914
第3項	特 別 損 失	3, 000	36, 396	39, 396

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額660, 993千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額89, 361千円、当年度分損益勘定留保資金539, 111千円、未処分利益剰余金32, 521千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	1, 132, 312	55	1, 132, 367
第5項	固定資産売却代金	118	55	173

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	1, 793, 327	33	1, 793, 360
第1項	建 設 改 良 費	1, 018, 945	33	1, 018, 978

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千 円	千 円	千 円
(1)	職 員 給 与 費	247,501	△ 432	247,069

(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	構築物	上古市配水池 浜田市三隅町古市場573-7	一式	譲渡

令和2年11月30日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和2年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			2,100,730	2,139	2,102,869
	(3) 特 別 利 益		2,001	2,139	4,140
		1 固 定 資 産 売 却 益	2,000	2,139	4,139

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			2,003,690	35,931	2,039,621
	(1) 営 業 費 用		1,744,379	△ 465	1,743,914
		1 原 水 及 び 浄 水 費	208,761	△ 76	208,685
		2 配 水 及 び 給 水 費	382,957	△ 1,115	381,842
		4 業 務 費	85,608	39	85,647
		5 総 係 費	118,817	687	119,504
	(3) 特 別 損 失		3,000	36,396	39,396
		2 そ の 他 特 別 損 失	0	36,396	36,396

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	(5) 固定資産 売却代金		1,132,312	55	1,132,367
			118	55	173
		1 固定資産 売却代金	118	55	173

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出	(1) 建設改良費		1,793,327	33	1,793,360
			1,018,945	33	1,018,978
		3 配水施設費	985,699	33	985,732

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	15	(14) 23	24,281	96,825	86,282	207,388	37,916	245,304
補正前	15	(14) 23	24,281	96,933	86,597	207,811	37,925	245,736
比 較	0	(0) 0	0	△ 108	△ 315	△ 423	△ 9	△ 432

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	15	23	234	96,825	82,956	180,015	33,864	213,879
補正前	15	23	234	96,933	83,271	180,438	33,873	214,311
比 較	0	0	0	△ 108	△ 315	△ 423	△ 9	△ 432

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後		(14)	24,047		3,326	27,373	4,052	31,425
補正前		(14)	24,047		3,326	27,373	4,052	31,425
比 較		(0)	0		0	0	0	0

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	1,944	2,645	810	1,361	195	10,169	20
	補正前	1,944	2,488	1,596	1,354	195	10,169	20
	比 較	0	157	△ 786	7	0	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	賞与 引当金繰入 (手当分)	退職手当 組合負担金	退職手当組合 特別負担金	退職給付費	手 当 計
	補正後	18,965	11,760	11,580	16,486	1,611	8,736	86,282
	補正前	19,554	11,858	11,580	16,479	624	8,736	86,597
	比 較	△ 589	△ 98	0	7	987	0	△ 315

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△ 108 千円	1. 給与改定に伴う増減額 千円		給与改定の状況 補正前改定率 実施時期
		2. 普通昇給に伴う増減額 △ 19 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.61% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 4号給 20人
		3. その他の増減分 △ 89 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 301 千円 昇格等による増減額 △ 242 千円 その他による増減等 △ 148 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現に在職する職員数 その他 計 補正後 23人 23人 補正前 23人 23人 増 減 0人 0人
職員手当	△ 315 千円		管 理 職 手 当 扶 養 手 当 157 住 居 手 当 △ 786 通 勤 手 当 7 特 殊 勤 務 手 当 時 間 外 勤 務 手 当 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 △ 589 勤 勉 手 当 △ 98 賞与等引当金繰入額 退 職 手 当 組 合 負 担 金 7 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金 987 退職給付費	実績見込等による増 実績見込等による減 人事異動等に伴う増 支給割合変更等に伴う減 実績見込等による減 人事異動等に伴う増 勸奨退職等による増

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	水道技術職
令和2年10月1日現在	平均給料月額（円）	355,858	344,336
	平均給与月額（円）	385,010	385,723
	平均年齢（歳）	48.06	48.03
令和元年10月1日現在	平均給料月額（円）	351,792	339,736
	平均給与月額（円）	390,066	403,521
	平均年齢（歳）	48.01	47.03

(2) 初任給

区 分	一般行政職（円）	水道技術職（円）	一般会計の制度 一般行政職（円）
高 校 卒	150,600	150,600	150,600
大 学 卒	171,700	171,700	171,700

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			水道技術職		
	級	職員数	構成比（％）	級	職員数	構成比（％）
令和2年10月1日現在	7級	1	8.3	7級		
	6級	2	16.8	6級		
	5級	1	8.3	5級		
	4級	6	50.0	4級	7	63.6
	3級	1	8.3	3級	4	36.4
	2級			2級		
	1級	1	8.3	1級		
	計	12	100.0	計	11	100.0
令和元年10月1日現在	7級	1	8.3	7級		
	6級	2	16.8	6級		
	5級			5級		
	4級	7	58.3	4級	7	63.6
	3級	1	8.3	3級	3	27.3
	2級			2級	1	9.1
	1級	1	8.3	1級		
	計	12	100.0	計	11	100.0

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級 主任主事・主任技師	2 級 主事・技師	1 級 主事・技師	
水道技術職	7 級	6 級	5 級	4 級
	-	-	-	主任水道技師
	3 級 主任水道技師	2 級 水道技師	1 級 水道技師	

(4) 昇給

			合 計	一般行政職	水道技術職
補正後	職 員 数 (A) (人)		23	12	11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		20	10	10
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	20	10	10
	比 率 (B/A) (%)		87.0	83.3	90.9
補正前	職 員 数 (A) (人)		23	12	11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		21	11	10
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	21	11	10
	比 率 (B/A) (%)		91.3	91.7	90.9

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	水道技術職
給料総額に対する比率 (%)	0.199	0.088	0.323
支給対象職員の比率 (%)	60.870	33.333	90.909
代表的な特殊勤務手当の名称	危険物取扱手当、緊急出動手当		

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.250	2.200	4.450	制度あり	
補正前	2.250	2.250	4.500	制度あり	
一般会計の制度	2.250	2.200	4.450	制度あり	

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
一般会計の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

構成比は、四捨五入のため一致しない場合があります。

令和2年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		520,431	
ロ 建物	1,367,118		
減価償却累計額	△ 684,412	682,706	
ハ 構築物	34,586,179		
減価償却累計額	△ 15,877,288	18,708,891	
ニ 機械及び装置	7,941,704		
減価償却累計額	△ 6,106,384	1,835,320	
ホ 車両運搬具	14,817		
減価償却累計額	△ 11,176	3,641	
ヘ 工具器具及び備品	55,649		
減価償却累計額	△ 37,187	18,462	
ト 建設仮勘定		105,809	
有形固定資産合計			21,875,260

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		83,473	
無形固定資産合計			83,473

固定資産合計 21,958,733

2 流動資産

(1) 現金預金		1,054,003	
(2) 未収金	263,284		
貸倒引当金	△ 756	262,528	
(3) 貯蔵品		5,663	

流動資産合計 1,322,194

資産合計 23,280,927

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	7,727,576		
企業債合計		7,727,576	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	88,593		
ロ 修繕引当金	30,573		
引当金合計		119,166	
固定負債合計			7,846,742

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	780,552		
企業債合計		780,552	
(2) 未払金		270,945	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	15,888		
引当金合計		15,888	
(4) その他流動負債		1,370	
流動負債合計			1,068,755

5 繰延収益

(1) 長期前受金		14,818,259	
長期前受金収益化累計額		△ 7,560,082	
繰延収益合計			7,258,177
負債合計			16,173,674

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金		4,852,606	
資本金合計			4,852,606

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,744		
ロ 他会計補助金	8,911		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計		228,847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,025,800		
利益剰余金合計		2,025,800	
剰余金合計			2,254,647
資本合計			7,107,253
負債資本合計			23,280,927

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和2年度 浜田市水道事業予定損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,148,637		
(2) 受託工事収益	91		
(3) その他営業収益	42,894	1,191,622	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	192,578		
(2) 配水及び給水費	353,497		
(3) 受託工事費	147		
(4) 業務費	81,696		
(5) 総係費	116,983		
(6) 減価償却費	927,816		
(7) 資産減耗費	20,200		
(8) その他営業費用	60	1,692,977	
営業損失			△ 501,355
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	21		
(2) 他会計補助金	344,373		
(3) 長期前受金戻入	444,901		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	3		
(5) 雑収益	1,155	790,453	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	142,201		
(2) 雑支出	38,010	180,211	610,242
経常利益			108,887
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	4,139		
(2) 過年度損益修正益	1	4,140	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,729		
(2) その他特別損失	36,396	39,125	
7 予備費			
(1) 予備費	1,000	1,000	△ 35,985
当年度純利益			72,902
前年度繰越利益剰余金			1,952,898
当年度未処分利益剰余金			2,025,800

＜参考＞

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が501,355千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、56,454千円の赤字となります。

令和2年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益（△は損失）	72,902
	減価償却費	927,816
	貸倒引当金の増減額（△は減少）	176
	退職給付引当金の増減額（△は減少）	8,736
	修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 5,000
	賞与等引当金の増減額（△は減少）	75
	長期前受金戻入額	△ 444,901
	資産減耗費	20,000
	受取利息及び配当金（△）	△ 21
	支払利息	142,201
	固定資産売却益（△）	△ 4,139
	その他特別損失	36,396
	過年度損益修正益（△）	△ 1
	未収金の減少（△は増加）	△ 23,914
	貯蔵品の減少（△は増加）	△ 500
	未払金の増加（△は減少）	8,566
	小 計	738,392
	受取利息及び配当金の受取額	21
	利息の支払額	△ 142,201
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	596,212
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出（△）	△ 905,609
	固定資産売却収入	4,312
	工事負担金等収入	174,716
	国庫補助金の収入	145,833
	他会計補助金収入	321,745
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 259,003
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良企業債による収入	434,100
	建設改良企業債の償還等による支出（△）	△ 774,382
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 340,282
資金増加額（△は減少額） (A+B+C)		△ 3,073
資金期首残高		1,057,076
資金期末残高		1,054,003

令和2年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(3) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は3,274,616千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金580千円を取り崩す。

(2) 修繕引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、修繕費が不足するため、修繕引当金5,000千円を取り崩す。

(3) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金15,770千円を取り崩す。

令和2年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業収益		2,100,730	2,139	2,102,869		
(3) 特別利益		2,001	2,139	4,140		
	1 固定資産売却益	2,000	2,139	4,139		
					固定資産売却益	2,139

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		2,003,690	35,931	2,039,621		
(1) 営業費用		1,744,379	△ 465	1,743,914		
	1 原水及び浄水費	208,761	△ 76	208,685		
					手 当 等	△ 41
					法 定 福 利 費	△ 35
	2 配水及び給水費	382,957	△ 1,115	381,842		
					給 料	△ 174
					手 当 等	△ 656
					法 定 福 利 費	△ 285
	4 業 務 費	85,608	39	85,647		
					給 料	4
					手 当 等	△ 4
					法 定 福 利 費	39
	5 総 係 費	118,817	687	119,504		
					給 料	62
					手 当 等	△ 585
					法 定 福 利 費	216
					退職手当組合負担金	994
(3) 特別損失		3,000	36,396	39,396		
	2 その他特別損失	0	36,396	36,396		
					そ の 他 特 別 損 失	36,396

令和2年度 資本的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的収入		1,132,312	55	1,132,367		
(5) 固定資産売却代金		118	55	173		
	1 固定資産売却代金	118	55	173		
					固 定 資 産 売 却 代 金	55

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出		1,793,327	33	1,793,360		
(1) 建設改良費		1,018,945	33	1,018,978		
	3 配水施設費	985,699	33	985,732		
					手 当 等	△ 23
					法 定 福 利 費	56

令和2年度

浜田市公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

目 次

令和2年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	1
-----------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和2年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画	3
--------------------------------	---

補正予算給与費明細書	5
------------------	---

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表	10
-------------------------------	----

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書	12
-------------------------------	----

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	13
--------------------------------------	----

令和2年度 個別注記	14
------------------	----

その他の書類

令和2年度 収益的収入及び支出明細書	16
--------------------------	----

令和2年度 資本的収入及び支出明細書	17
--------------------------	----

令和2年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業収益	524,021	△ 165	523,856
第1項	営 業 収 益	93,360	9,540	102,900
第2項	営 業 外 収 益	430,661	△ 9,705	420,956

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業費用	525,709	△ 710	524,999
第1項	営 業 費 用	458,268	△ 6,809	451,459
第2項	営 業 外 費 用	55,299	7,901	63,200
第3項	特 別 損 失	11,842	△ 1,802	10,040

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額176,111千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,916千円、当年度分損益勘定留保資金169,195千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	500,222	△ 17,191	483,031
第2項	企 業 債	237,200	2,000	239,200
第3項	他 会 計 出 資 金	141,522	△ 19,191	122,331

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	663,402	△ 4,260	659,142
第1項	建 設 改 良 費	286,264	△ 4,260	282,004

(特例的收入及び支出)

第4条 予算第4条の2中「13,000千円」を「13,193千円」に、「18,000千円」を「18,367千円」に改める。

(企業債)

第5条 予算第5条中に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
浜田処理区 整備事業	78,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。	77,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。
ストックマネジメント 改築事業	23,100				22,800			
三隅地方地区 農集・福浦地区漁集の 公共下水道への統合事業	39,200				38,500			
旭浄化センター汚泥処理 施設改築事業	5,000				5,000			
公共ます設置事業	10,000				10,000			
資本費平準化債	81,500				81,400			
公営企業会計適用事業	0				4,500			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千 円	千 円	千 円
(1) 職 員 給 与 費	54,180	△ 4,357	49,823

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「302,105千円」を「295,477千円」に改める。

令和2年11月30日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和2年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			524,021	△ 165	523,856
	(1) 営業収益		93,360	9,540	102,900
		1 下水道使用料	92,376	9,540	101,916
	(2) 営業外収益		430,661	△ 9,705	420,956
		2 他会計補助金	302,105	△ 6,628	295,477
		3 長期前受金戻入	128,554	△ 3,077	125,477

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			525,709	△ 710	524,999
	(1) 営業費用		458,268	△ 6,809	451,459
		2 ポンプ場費	3,180	3,172	6,352
		3 処理場費	91,681	△ 1,498	90,183
		4 業務費	15,678	286	15,964
		5 総係費	22,903	△ 169	22,734
		6 減価償却費	298,770	△ 5,778	292,992
		7 資産減耗費	11,000	△ 2,822	8,178
	(2) 営業外費用		55,299	7,901	63,200
		2 雑支出	1	9,898	9,899
		3 消費税及び地方消費税	1,997	△ 1,997	0
	(3) 特別損失		11,842	△ 1,802	10,040
		2 その他特別損失	11,789	△ 1,802	9,987

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 収 入			500,222	△ 17,191	483,031
	(2) 企 業 債		237,200	2,000	239,200
		1 企 業 債	237,200	2,000	239,200
	(3) 他会計出資金		141,522	△ 19,191	122,331
		1 他 会 計 出 資 金	141,522	△ 19,191	122,331

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 支 出			663,402	△ 4,260	659,142
	(1) 建設改良費		286,264	△ 4,260	282,004
		1 資 産 購 入 費	0	320	320
		2 管 渠 費	127,671	△ 1,517	126,154
		3 処 理 場 費	158,593	△ 3,063	155,530

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	12	(1) 6	2,219	22,098	17,567	41,884	6,989	48,873
補正前	12	(1) 6	2,219	24,197	18,399	44,815	8,415	53,230
比 較	0	(0) 0	0	△ 2,099	△ 832	△ 2,931	△ 1,426	△ 4,357

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	12	6	360	22,098	17,171	39,629	6,613	46,242
補正前	12	6	360	24,197	18,003	42,560	8,039	50,599
比 較	0	0	0	△ 2,099	△ 832	△ 2,931	△ 1,426	△ 4,357

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後		(1)	1,859		396	2,255	376	2,631
補正前		(1)	1,859		396	2,255	376	2,631
比 較		(0)	0		0	0	0	0

注 () は短時間勤務の職員数 (外数)

(単位：千円)

手 当 の 訳 内	区 分	管理職手当	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管理職員特別勤務手当
	補 正 後	500	1,218		531		1,761	
	補 正 前	500	1,080		548		1,324	
	比 較	0	138		△ 17		437	
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	賞 与 等 引 当 金 繰 入 (手 当 分)	退 職 手 当 組 合 負 担 金	退職手当組合特別負担金	退職給付費	手 当 計
	補 正 後	3,817	2,624	2,738	3,757	621		17,567
	補 正 前	4,160	2,848	3,553	3,765	621		18,399
	比 較	△ 343	△ 224	△ 815	△ 8	0		△ 832

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△2,099 千円	1 給与改定に伴う増減額 千円		給与改定の状況 補正前改定率 実施時期
		2 普通昇給に伴う増減額 △112 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.61% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 1人 4号給 5人
		3 その他の増減分 △1,987 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 △2,337 千円 昇格等による増減額 350 千円 その他による増減等 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現在に在職する職員数 その他 計 補正後 6人 6人 補正前 6人 6人 増 減
職員手当	△832 千円		管 理 職 手 当 扶 養 手 当 138 住 居 手 当 通 勤 手 当 △17 特殊勤務手 当 時 間 外 勤 務 手 当 437 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 期 末 手 当 △343 勤 勉 手 当 △224 賞与等引当 金 繰 入 額 △815 退 職 手 当 組 合 負 担 金 △8 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金	実績見込等による増 人事異動に伴う減 実績見込等による増 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減 所要見込みによる減 人事異動等に伴う減

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員一人当たり給与

区 分	分	一 般 行 政 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	305,000
	平均給与月額 (円)	340,730
	平 均 年 齢 (歳)	39.11
令和1年10月1日現在	平均給料月額 (円)	341,650
	平均給与月額 (円)	381,216
	平 均 年 齢 (歳)	46.09

(2) 初 任 給

区 分	一般行政職 (円)	一般会計の制度 一般行政職 (円)
高 校 卒	150,600	150,600
大 学 卒	171,700	171,700

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数	構成比 (%)
令和2年10月1日現在	7級		
	6級	1	16.7
	5級		
	4級	3	50.0
	3級		
	2級	1	16.7
	1級	1	16.6
	計	6	100.0
令和1年10月1日現在	7級		
	6級	1	16.7
	5級	1	16.7
	4級	2	33.3
	3級	2	33.3
	2級		
	1級		
	計	6	100.0

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級	2 級	1 級	
	主任主事・主任技師	主事・技師	主事・技師	

(4) 昇給

			合 計	一般行政職
補正後	職 員 数 (A) (人)		6	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)		6	6
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	5	5
	比 率 (B/A) (%)		100.0	100.0
補正前	職 員 数 (A) (人)		6	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)		5	5
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	5	5
	比 率 (B/A) (%)		83.3	83.3

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	—	—
支給対象職員の比率 (%)	—	—
代表的な特殊勤務手当の名称	—	

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.200	4.450	制度あり	
補正前	2.250	2.250	4.500	制度あり	
一般会計の制度	2.250	2.200	4.450	制度あり	

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
一般会計の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

構成比は、四捨五入のため一致しない場合があります。

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		216,632	
ロ 建物	538,857		
減価償却累計額	△ 237,956	300,901	
ハ 構築物	8,702,369		
減価償却累計額	△ 2,864,255	5,838,114	
ニ 機械及び装置	2,285,075		
減価償却累計額	△ 1,476,989	808,086	
ホ 建設仮勘定		253,267	
有形固定資産合計			7,417,000

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		6,071	
無形固定資産合計			6,071
固定資産合計			7,423,071

2 流動資産

(1) 現金預金		126	
(2) 未収金		14,343	
貸倒引当金	△ 23	14,446	
流動資産合計			14,446
資産合計			7,437,517

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,655,908		
企業債合計		3,655,908	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	621		
引当金合計		621	
(3) その他固定負債		450	
固定負債合計			3,656,979

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	372,926		
企業債合計		372,926	
(2) 未払金		10,910	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	2,738		
引当金合計		2,738	
流動負債合計			386,574

5 繰延収益

(1) 長期前受金	4,890,191		
長期前受金収益化累計額	△ 1,874,794		
繰延収益合計			3,015,397
負債合計			7,058,950

資 本 の 部

6 資本金

(1) 固有資本金	150,317		
(2) 繰入資本金	122,331		
資本金合計			272,648

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	105,845		
資本剰余金合計		105,845	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	74		
利益剰余金合計		74	
剰余金合計			105,919
資本合計			378,567
負債資本合計			7,437,517

(※) 建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	92,653		
(2) その他営業収益	<u>977</u>	93,630	
2 営業費用			
(1) 管渠費	13,693		
(2) ポンプ場費	5,775		
(3) 処理場費	83,090		
(4) 業務費	15,229		
(5) 総係費	22,019		
(6) 減価償却費	292,992		
(7) 資産減耗費	<u>8,178</u>	<u>440,976</u>	
営業損失			△ 347,346
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	295,477		
(3) 長期前受金戻入	125,477		
(4) 雑収益	<u>1</u>	420,956	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	53,301		
(2) 雑支出	9,899		
(3) 消費税及び地方消費税	<u>0</u>	<u>63,200</u>	<u>357,756</u>
経常利益			10,410
5 特別利益		0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	48		
(2) その他特別損失	<u>9,988</u>	10,036	
7 予備費			
(1) 予備費	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>△ 10,336</u>
当年度純利益			74
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当年度末処分利益剰余金			<u><u>74</u></u>

〈参考〉

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費53,301千円のうち、26,900千円は企業債（資本費平準化債）で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が347,346千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、221,869千円の赤字となります。

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		74
減価償却費		292, 992
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		23
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		621
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		2, 738
長期前受金戻入額		△ 125, 477
資産減耗費		8, 178
受取利息及び配当金 (△)		△ 1
支払利息		53, 301
未収金の減少 (△は増加)		△ 1, 150
未払金の増加 (△は減少)		△ 7, 457
その他固定負債の増加 (△は減少)		450
小 計		224, 292
受取利息及び配当金の受取額		1
利息の支払額		△ 53, 301
業務活動によるキャッシュ・フロー	(A)	170, 992
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得・建設改良による支出 (△)		△ 270, 562
国庫補助金収入		112, 591
投資活動によるキャッシュ・フロー	(B)	△ 157, 971
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良企業債による収入		239, 200
建設改良企業債の償還等による支出 (△)		△ 377, 138
他会計からの出資による収入		122, 331
一時借入金の借入による収入		290, 000
一時借入金の返済による支出 (△)		△ 290, 000
財務活動によるキャッシュ・フロー	(C)	△ 15, 607
資金増加額 (△は減少額)	(A+B+C)	△ 2, 586
資金期首残高		2, 712
資金期末残高		126

令和2年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、令和2年3月31日までに発生している退職給付に係る債務については、公共下水道事業特別会計に係るものとして、一般会計で負担することになっている。

③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、翌年度に一般会計が負担すると見込まれる額は167,556千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

特記事項なし。

令和2年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 下水道事業収益		524,021	△ 165	523,856		
(1) 営業収益		93,360	9,540	102,900		
	1 下水道使用料	92,376	9,540	101,916		
					下水道使用料	9,540
(2) 営業外収益		430,661	△ 9,705	420,956		△ 9,705
	2 他会計補助金	302,105	△ 6,628	295,477		
					他会計補助金	△ 6,628
	3 長期前受金戻入	128,554	△ 3,077	125,477		
					長期前受金戻入	△ 3,077

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 下水道事業費用		525,709	△ 710	524,999		
(1) 営業費用		458,268	△ 6,809	451,459		
	2 ポンプ場費	3,180	3,172	6,352		
					通信運搬費	72
					委託料	3,100
	3 処理場費	91,681	△ 1,498	90,183		
					給料	△ 527
					手当等	△ 525
					法定福利費	△ 446
	4 業務費	15,678	286	15,964		
					手当等	277
					法定福利費	9
	5 総係費	22,903	△ 169	22,734		
					給料	△ 148
					手当等	337
					法定福利費	△ 218
					退職手当組合負担金	△ 8
					委託料	△ 132
	6 減価償却費	298,770	△ 5,778	292,992		
					有形固定資産減価償却費	△ 6,948
					無形固定資産減価償却費	1,170
	7 資産減耗費	11,000	△ 2,822	8,178		
					固定資産除却費	△ 2,822
(2) 営業外費用		55,299	7,901	63,200		
	2 雑支出	1	9,898	9,899		
					その他雑支出	9,898
	3 消費税及び地方消費税	1,997	△ 1,997	0		
					消費税及び地方消費税	△ 1,997
(3) 特別損失		11,842	△ 1,802	10,040		
	2 その他特別損失	11,789	△ 1,802	9,987		
					その他特別損失	△ 1,802

令和2年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 資 本 的 収 入		500,222	△ 17,191	483,031		
(2) 企 業 債		237,200	2,000	239,200		
	1 企 業 債	237,200	2,000	239,200	企 業 債	2,000
(3) 他 会 計 出 資 金		141,522	△ 19,191	122,331		
	1 他 会 計 出 資 金	141,522	△ 19,191	122,331	他 会 計 出 資 金	△ 19,191

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 資 本 的 支 出		663,402	△ 4,260	659,142		
(1) 建 設 改 良 費		286,264	△ 4,260	282,004		
	1 資 産 購 入 費	0	320	320	有形固定資産 購入費	320
	2 管 渠 費	127,671	△ 1,517	126,154		
					給 料	△ 466
					手 当 等	△ 13
					法定福利費	△ 148
					備消耗品費	△ 890
	3 処 理 場 費	158,593	△ 3,063	155,530		
					給 料	△ 958
					手 当 等	△ 900
					法定福利費	△ 623
					備消耗品費	△ 582

同意第 8 号

浜田市農業委員会委員の任命について

浜田市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	中 田 善 喜
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	松 山 純 久
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	奥 迫 忠 幸
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	佐々木 京 子
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	大学教授
氏 名	林 秀 司
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	原 田 義 一
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	大 崎 健 太
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	柿 元 信 次
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	岡 本 健 治
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	河 崎 健
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	宮 崎 龍 生
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	佐々森 義 見
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	青 葉 真
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	三 浦 寿 紀
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	高 橋 伸 幸
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	玉 田 一
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	川 本 聖 光
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	野 上 省 三
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	渡 辺 弘 之
生年月日	(省略)

(参 考)

任 期 3 年

根拠法 農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項